

平成20年度主要事業に関する提案

平成19年5月

広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本県では、平成18年3月に新たな総合計画「元気挑戦プラン」(平成18～22年度)を策定し、「元気な広島県」の実現に向けて、「自治」「人」「活力」「安心」を県政運営の基本に、施策の積極的な推進に取り組んでおります。

国においては、平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」の期限である3年の間に新たな「地方分権一括法」の制定を目指して、「地方分権改革推進委員会」等において、国と地方の役割分担の見直しなど第2期地方分権改革や道州制に向けた議論を本格化しており、地方分権改革を含む行財政改革については、従来どおり「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」において方向付けるべく、議論が進められているところです。

こうした中、本県では、「広島県分権改革推進プログラム」に基づき、国、県、基礎自治体等の新しいパートナーシップによる「分権型行政システム」の構築によって地方の自主性・自立性を高めることで、活力に満ちた地域社会の実現を目指すとともに、平成18年度に行った事務事業総点検の結果に基づいて業務の実施方法等を大胆に見直し、簡素で効率的な行財政システムの構築に取り組んでいるところです。

つきましては、本県を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、平成20年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年5月

広島県知事	藤田雄山
広島県議会議長	林正夫

目 次

新しい「自治」を築くための提案

広島型分権改革の推進

[内閣府，財務省，総務省，文部科学省]

1 第2期地方分権改革の一体的な推進等について..... 1

[内閣府，総務省]

2 自治的（地方分権型）道州制の推進について..... 5

[国土交通省]

3 国土形成計画の策定について..... 7

新しい行政運営体制の確立

[総務省，国土交通省]

4 ITを活用した高度情報通信ネットワーク社会の形成の推進について..... 9

明日を拓く「人」を育むための提案

新たな「教育県ひろしま」の創造

[総務省，文部科学省]

5 中高一貫教育校の安定的運営の確保について..... 11

活力ある社会をつくる人づくり

[文部科学省]

6 地域に開かれた学校体育大会について..... 13

新たな「活力」を創るための提案

広域自立生活圏の形成

[国土交通省]

7 広域自立生活圏の形成に向けた都市基盤の整備促進について..... 15

広域・国際交流圏の形成

8 広域的な道路ネットワークの整備促進について

[財務省，国土交通省]

8(1) 高速道路などの道路整備の促進等について..... 17

[国土交通省]	
8 (2) 高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備促進について...	19
[国土交通省]	
8 (3) 広域的な交流・連携を支える交通ネットワークの整備促進について...	21
[国土交通省 , 総務省]	
8 (4) 指定都市高速道路(広島高速道路)の整備促進について.....	25
[国土交通省]	
9 地域拠点空港(広島空港)の機能強化等について.....	27
[国土交通省]	
10 港湾整備の推進について.....	29
[財務省 , 法務省 , 厚生労働省 , 農林水産省 , 総務省]	
11 C I Q体制の充実・強化について.....	31
[外務省]	
12 地方発の国際的な平和貢献活動への支援について.....	33
[外務省]	
13 外国公館の誘致について.....	35
産業として自立できる農林水産業の確立	
[農林水産省]	
14 森林の多面的機能の維持・発揮及び森林整備対策の充実について	37
[農林水産省]	
15 担い手を中心とした農林水産業の推進について	39
暮らしの「安心」を守るための提案	
子育てを社会で支える環境づくり	
[厚生労働省 , 財務省 , 内閣府]	
16 子どもを生き育てやすい環境づくりの推進について.....	41
健やかに暮らせる環境づくり	
[厚生労働省 , 文部科学省]	
17 地域医療体制の重点的整備について.....	43

[総務省，厚生労働省]	
18	メディカルコントロール体制の推進について..... 45
[厚生労働省]	
19	福祉保健関係地方財政負担の是正について..... 47
[厚生労働省]	
20	地域ケア体制の整備等の推進について..... 49
[厚生労働省]	
21	障害保健福祉施策の充実について..... 51
[厚生労働省]	
22	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化について 53
[厚生労働省，財務省]	
23	毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化について 55
地球・地域環境の保全	
[経済産業省，環境省，農林水産省，国土交通省]	
24	地球温暖化の防止について..... 57
[国土交通省，農林水産省，環境省]	
25	瀬戸内海の環境保全と自然環境・生物多様性の保全について..... 59
循環型社会の構築	
[経済産業省，環境省，消防庁]	
26	循環型社会の構築について..... 63
暮らしの安全・安心の確保	
[厚生労働省]	
27	健康な暮らしを守る対策の充実強化について..... 65
[厚生労働省，文部科学省，国土交通省，環境省]	
28	アスベスト対策について..... 67
総合的な防災・危機管理体制の確立	
[内閣府，総務省]	
29	大規模災害対策の推進について..... 69

[国土交通省]	
30 河川事業及びダム事業の推進について.....	71
[国土交通省，農林水産省]	
31 砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の推進について.....	73
[国土交通省，農林水産省]	
32 海岸整備事業の推進について.....	75
[厚生労働省，経済産業省]	
33 水道施設に係るライフライン機能強化施策の充実・強化について.....	79
総合的な治安体制の確立	
[警察庁，消防庁，文部科学省，財務省]	
34 総合的な治安体制の確立について.....	81
[警察庁]	
35 交通安全施設等整備事業の推進について.....	83
参考（権限移譲，規制改革等の具体的な事例）.....	86

1 第2期地方分権改革の一体的な推進等について

(内閣府、財務省、総務省、文部科学省)

提案の要旨

第2期地方分権改革の一体的な推進

新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し
国から地方への事務・事業、権限の移譲等
国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小
国庫補助負担金改革
国と地方の二重行政の解消
地方税財源の充実強化
地方交付税の総額確保等と地方財政計画の策定・見直し
市町に対する支援の充実強化
新しい地方公共団体の再生法制

規制改革の推進

規制改革の推進
構造改革特区・地域再生制度の推進

現状及び課題

【現状】

平成18年度までの三位一体の改革は、3年間で、国庫補助負担金が、補助率の引下げなどにより、4兆7千億円削減されながら、国から地方への税源移譲は3兆円規模に止まり、地方交付税も5兆1千億円削減されるなど、国の財政再建に軸足が置かれ、地方の自由度の拡大という点において、分権改革の理念とは程遠い極めて不十分な結果に終わった。

地方分権改革の推進については、安倍内閣において「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下、最重要課題の一つとして位置付けられ、昨年12月8日「地方分権改革推進法」が成立したところである。

これを受けて、国においては、法期限である3年の間に「地方分権一括法」を制定するべく、本年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会を発足させ、第2期地方分権改革の検討を本格的にスタートさせたところである。また、地方六団体においても、本年1月、地方分権改革推進本部を設置し、第2期地方分権改革の推進に向け検討を行っているところである。

規制改革については、昨年6月2日に公布された「行政改革推進法」や「公共サービス改革法」、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(昨年12月25日)等を踏まえ、行政改革や公共サービス改革(市場化テストの実施)の推進に向けた取組が進められている。

【課題】

第2期地方分権改革の一体的推進

地方分権改革は、国による全国一律の行政運営から、地方公共団体が地域の実情に応じた効率的な行政運営の実現を目指すものであるが、これまでの改革は、国と地方の役割分担の明確な整理がなされておらず、依然として国と地方の二重行政による大きな無駄がある。このため、第2期分権改革は、「地方分権改革推進法」の趣旨に沿って、国と地方の役割分担を適切なものに見直し、国と地方の役割分担に沿った、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小、更に、これらを踏まえた国から地方への税財源の移譲などをセットで行う必要がある。

規制改革の推進

これまでも順次実施されているが、地方における民間開放及び住民サービス向上の視点も加えて、さらに一層の推進が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

中国地方知事会，全国知事会，地域再生計画等を通じて提案・要望等を実施

【前年度提案結果】

平成19年度の地方財政対策において，地方一般財源の総額は，前年度並みの水準が維持されたが，これは，地方税の大幅な伸びを見込んだものであり，焦点となっていた地方交付税については，財務省の求めていた「特例減額」という理不尽な措置は回避されたものの，臨時財政対策債と合わせて約1兆円（4.4%）の減額となった。加えて，歳出面では，社会保障関係経費や退職手当など義務性の高い経費が増加する中で，公務員の人件費や投資的経費などの地方一般歳出が前年度比7,400億円程度（1.1%）減額されるなど厳しい歳出抑制がなされている。

地方財政計画の規模	83兆1,508億円	83兆1,261億円（対前年度比100.0%）
一般財源総額（+++）	58兆7,132億円	59兆2,266億円（対前年度比100.9%）
地方税	37兆9,077億円	40兆3,728億円（対前年度比106.5%）
地方交付税	15兆9,073億円	15兆2,027億円（対前年度比95.6%）
特例地方債	3兆3,592億円	2兆6,300億円（対前年度比78.3%）
（臨時財政対策債・減税補てん債）		
その他	1兆5,390億円	1兆211億円（対前年度比66.3%）
（注）1 地方税には所得譲与税を含む。		
2 その他は，地方特例交付金等及び地方譲与税（所得譲与税を除く）		

提案の内容

第2期地方分権改革の一体的な推進

地方分権は，「住民自らが自らの地域のことを考え，自らの力で治めていくこと」であり，「地域のことは，地方自治体が自主性を持って，自らの判断と責任の下で，個性豊かな活力に満ちた地域社会を築いていくこと」である。

つまり，地方分権改革は地域に住む住民のために行われなければならない。

国におかれては，我々が求める地方分権の意義を十分に認識し，地方分権改革推進法に沿って，国から地方への権限移譲の推進や地方税財源の充実強化，国の地方行政に対する過剰な義務付け・関与の廃止・縮小など，途半ばにある地方分権改革の推進に積極的に取り組むこと。

新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し，基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的，自立的な行財政運営を行えるよう，地方分権改革推進法に定める地方分権の理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

国から地方への事務・事業，権限の移譲等

市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体においては，住民に身近な行政サービスや，まちづくりに密接に関連する都市計画，土地利用などの事務事業を自ら実施できるよう，また，都道府県においては，高度なインフラ整備や経済活動の活性化など広域自治体としての役割にふさわしい事務事業を自ら実施できるよう，法令上の実施主体や設置基準などの制度の見直しや事務事業の分担関係の適正化を行い事務事業の移譲を図ること。

国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小

基礎自治体が保健福祉サービスや地域における土地利用・産業施策・生活環境の整備等を自主的・自己完結的に実施できるよう，また，都道府県から基礎自治体に対して速やかに事務事業を移譲できるよう，法令における組織・名称等の規制や手続上の関与などの抜本的見直しを行うこと。

国庫補助負担金改革

国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に同時に行うべきであり、地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲を含め一般財源として措置すること。

国と地方の二重行政の解消（国の地方支分部局の廃止・縮小）

国と地方の役割分担の見直しに沿った、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小及び国庫補助負担金の削減などを積極的に進めるとともに、あわせて、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

地方税財源の充実強化

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分に向けて、基幹税である消費税などにより、国から地方へ税源を移譲すること。

その際、地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、税源の乏しい団体に適切な配慮をすること。

なお、今後、第2期分権改革における国と地方の役割分担の見直しや国と地方を通じ徹底した行政改革を行った上で、所要の行政サービスに見合うよう、主要税目トータルの抜本的な再構築（税目の再整理と税率の再セット）を行う必要がある。

地方交付税の総額確保等と地方財政計画の策定・見直し

ア 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきではなく、平成20年度の予算編成に当たっては、地方公共団体の安定的な財政運営に配慮し、必要な地方交付税総額（臨時財政対策債を含む。）を確実に確保すること。

また、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の原資の減少額については、地方交付税の法定率の引上げの措置を実施すべきであること。

なお、過去の景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行すること。

イ 人口や面積に基づいて算定するいわゆる新型交付税については、過疎、離島及び半島など地域間で地理的、社会的条件に差異があることなどを十分に踏まえた算定を行うとともに、市町村合併による特例措置を確実に反映すること。

ウ 頑張る地方応援プログラムについては、成果指標の向上がすぐにはあられない条件不利地域等に配慮した制度設計とすること。

エ 地方財政計画上、国が法令等によりその実施を義務付けたり（保健所、ごみ処理など）、配置基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、あるいは、国庫補助負担金に合わせて支出するものが、地方一般歳出の8～9割を占めており、地方公共団体が行う行政サービスについて、地方の裁量の余地は極めて少ない。

したがって、地方財政計画の見直しに当たっては、地方のこれまでの行財政改革への取組み、過去の景気対策などを原因とする厳しい財政状況、国が地方に対して膨大な量の事務事業を義務付けしている実態や第2期地方分権改革における検討状況などを十分に踏まえ、財政需要及び収入見積りを的確に反映するとともに、それに応じた地方の一般財源を確実に措置すること。

オ 地方公共団体の財政運営，予算編成に支障が生じないように，地方財政計画に関する情報について，早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め，地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

市町に対する支援の充実強化

ア 合併を行った市町については，行財政運営や市町建設計画に掲げられた県・市町の事業に支障を来さないよう，合併特例債等の確実な配分，合併算定替の確実な実施，起債償還金への地方交付税措置及び合併市町村補助金の確保など，真に市町が必要とする財源措置を確実に講じること。

イ 少子化が進む中で小中学校を適正配置するため，市町が進めている小中学校の統廃合が円滑に推進されるよう，教育環境の充実等のために新たに市町が負担することとなる経費や，不要施設の解体・撤去や小規模改修に要する経費への地方交付税の特例措置等新たな財政支援についても検討すること。

新しい地方公共団体の再生法制

健全化判断比率の設定などの詳細な制度設計については地方の意見を十分に聴いた上で，地方の実情に応じた客観的で透明度の高いものとする。

また，予算編成を通じた財政健全化への取組の機会を確保するため，早期に制度化すること。

規制改革の推進

規制改革の推進

国の民間等に対する許認可などの規制について，民間の自主的な活動を促し，地方における民間開放及び住民サービス向上を促進する観点から，今後とも規制改革を一層推進すること。

構造改革特区・地域再生制度の推進

地域のニーズを踏まえ，真に地域の活性化に資するよう，構造改革特区制度及び地域再生制度の適正な運用及び改善を図ること

ア 地方公共団体や民間事業者等からの規制緩和措置の提案に対し，実現に向けて真摯に検討が行われるよう，制度の適正な運用を図ること。

イ これまでに提案された規制緩和措置で「特区での対応不可」とされた項目について，所管省庁の意見だけでなく，評価委員会等を活用するなど有識者の意見等を踏まえ，更なる検討が行われるよう，制度の改善を図ること。

2 自治的(地方分権型)道州制の推進について

(内閣府, 総務省)

提案の要旨

自治的(地方分権型)道州制に向けた取組の推進

現状及び課題

【現 状】

国においては、平成18年2月に出された第28次地方制度調査会の答申を受け、本年1月に、特命担当大臣(道州制担当)の下に「道州制ビジョン懇談会」を新設し、道州制の導入に関する基本的事項について、本格的な議論が始められたところである。

また、これに先立ち、全国知事会においても、本年1月に「道州制導入に関する基本的な考え方」をとりまとめ、道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないことや国と地方の役割分担の明確化に当たっては、「地方支分部局」の廃止のみならず、「中央省庁」の解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならないことなどを盛り込んだ道州制の7つの基本原則を提示したところである。

一方で、本県においては、既に平成16年11月に「分権改革推進計画」を策定し、今後の新たな広域自治体の姿として、早期に自治的(地方分権型)道州制を目指すべきとの考え方を提示するとともに、この実現に向けて、官民一体となった気運醸成の取組を進めているところである。

【課 題】

道州制については、これまで多くの提言がなされているにも関わらず、制度概念が統一されていないことから、今後、国において策定されるビジョンにおいては、道州制が、国家的性格を有する機関(官治的道州制)や地方公共団体と国家的性格の両方を有する中間的な団体ではなく、現行の都道府県に代わる、より自主性、自立性の高い広域自治体であることを明確に定義づける必要がある。

また、導入に当たっては、内政に関わる事務・権限の大半を地方公共団体が担うことを前提とした制度設計を行うとともに、道州制が住民に身近なサービスを、できるだけ身近な地方公共団体において自主的かつ総合的に提供することを基本として行われる地方分権の究極の姿であることを念頭に置いて、国においても住民サービスの向上や質の高い行政サービスの実現を前提とした建設的な議論を進め、国民的な議論を喚起していくことが重要な課題である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

- ・全国知事会において、「道州制導入に関する基本的な考え方」をとりまとめ、道州制に当たっての基本原則を提示(H19.1.18)
- ・道州制に向けた気運醸成を図るため、本県において「道州制シンポジウム」(H18.2.13, H19.2.6)や「地方分権懇話会」(年4回)を開催

【前年度提案結果】

(制度提案)

提案の内容

道州制は、地方公共団体を広域自治体と基礎自治体の二層制とすることを前提に、現行の都道府県に代わる、より自主性、自立性の高い広域自治体として設置するものであることを、道州制ビジョンにおいて明確に定義づけること

導入に当たっては、まず、国の役割を真に国が果たすべきものに限定し、内政（社会資本整備、医療・福祉、雇用・労働、教育など国内における行政サービス全般）に関わる事務・権限の大半を地方公共団体に移譲することを前提とした検討を進めること

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせない新たな税財政制度を構築するとともに、利便性の向上や効率性といった観点から、国税及び地方税を通じた一元的な徴税体制を検討すること

道州制導入の意義や目的について、広く国民に情報提供するとともに、十分な理解を得られるよう、導入に向けた積極的な気運醸成を図ること。

【参考】全国知事会「道州制に関する基本的考え方（H19.1.18）」《抜粋》

（道州制の基本原則）

道州制の検討に当たっては、以下の基本的原則が前提とならなければならない。

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方に一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。
- 4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない。
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない。
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。
- 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない。

3 国土形成計画の策定について

(国土交通省)

提案の要旨

国土形成計画法に基づく国土形成計画(全国計画と広域地方計画)の策定にあたっては、計画内容について地方の意見を十分に踏まえ、地域の実情を反映した地方の自主・自立につながる実効性の高い計画とすること

現状及び課題

【現 状】

「全国計画」については、国土審議会の調査審議等を経て、平成18年11月に「中間とりまとめ」が報告され、平成19年中頃を目途に閣議で決定されることとされている。

「中間とりまとめ」を受け、平成19年1月31日付けで、国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、中国5県、広島市とそれぞれ共同提案を行った。

「広域地方計画」については、平成18年11月に、国の地方支分部局や関係地方公共団体等により構成される「中国圏プレ広域地方計画協議会」が設置され、計画策定に向けた検討が進められている。

「広域地方計画」の計画内容は、全国計画策定後、設置される「広域地方計画協議会」での協議を経て、平成20年中頃を目途に国土交通大臣が定めることとされている。

【課 題】

「国土形成計画」は、真に地方の自主・自立につながる分権型社会に対応した計画として策定する必要がある。

広域地方計画の策定にあたり、自立した中国ブロックの形成に向けて、県境を越えた広域連携のあり方や、ブロックの発展を牽引する拠点都市圏の形成に向けた具体策を検討する必要がある。

中山間地域や離島、半島その他の条件不利地域については、食料生産機能、都市住民の憩いと安らぎの場としての機能などを有しており、一体として国土を形成していることを考慮して計画を策定する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成18年5月	広島都市圏中枢拠点機能検討協議会設置
平成18年11月	プレ広域地方計画協議会設置(会長:広島県政策企画部長)
平成19年1月	備後都市圏拠点機能強化検討協議会設置
平成19年1月	全国計画の策定に係る計画提案の実施

【前年度提案結果】

国土形成計画等の策定・推進(全国枠国費)	839百万円(対前年比116.9%)
うち 全国計画の推進(全国枠国費)	167百万円(対前年比214.1%)
広域地方計画の策定(全国枠国費)	380百万円(対前年比380.0%)

提案の内容

全国計画及び広域地方計画については、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実情を反映した地方の自主・自立につながる実効性の高い計画とすること

ア 地方の自主・自立性を高め、地方分権を一層推進する観点から、計画に定める施策ごとに権限や財源などの国と地方の役割分担について、地方公共団体と十分に協議すること。

イ とりわけ、「広域地方計画」は「ブロック単位の地方ごとに地域の将来像を定める」ものとして位置づけられていることから、広域地方計画協議会で協議・決定された原案で、計画を定めること。

ウ 自立した広域ブロックの形成に向けて、地方中枢・中核都市圏や地方中心・中小都市圏の整備、高付加価値の産業集積の充実と新たな形成、県境を越えた広域的な交通・物流ネットワークの基盤整備等を推進すること。

エ 中山間地域等の条件不利地域については、過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地域対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。
なお、過疎地域自立促進対策にあつては、特別措置法の期限が迫っていることや近年の市町村合併等の社会状況の変化を踏まえ、今後のあり方について早急に検討を進めること。

オ 安芸灘諸島など、本土との連絡架橋の整備によって、離島地域の指定が解除されることとなる条件不利地域については、地域の実情を踏まえ、半島地域の指定要件緩和等の措置を講ずるなど、引き続き振興対策を推進すること。

全国計画については、平成19年1月に実施した計画提案の内容を踏まえた計画とすること。

(計画提案の内容)

(1) 中国5県による共同提案

- ・ 分権改革の進展，財政健全化の要請
- ・ 広域国際交流圏の形成
- ・ 自立した広域ブロックの形成
- ・ 広域的な生活圏の形成
- ・ 中山間地域の振興

(2) 広島市との共同提案

- ・ 各ブロックを代表する拠点都市圏の位置付けの明確化等

4 ITを活用した高度情報通信ネットワーク社会の形成の推進について

(総務省，国土交通省)
(中国総合通信局，中国地方整備局)

提案の要旨

ITを活用した地域の活性化と地域間情報通信格差の是正の推進
電子自治体の推進に向けた環境整備等

現状及び課題

【現状】

県内全ての市町から同一条件で接続可能な公共情報通信基盤「広島メイプルネット」を平成12年度に整備している。

「広島メイプルネット」を活用した行政，教育，保健・医療・福祉，産業活動など県民生活の様々な分野でのネットワーク形成を促進している。

電子自治体の実現のため，広島県行政LAN・WANを平成13年度に整備し，順次，電子申請システムや電子入札システム，電子申告システムなど各種システムの整備，拡充を進めている。

また，市町においても，地域公共ネットワークの整備を進めるとともに，共同アウトソーシングによる電子申請システム等の構築に向けて取り組みを進めている。

平成14年7月に「広島県情報セキュリティポリシー」を策定し，全庁的にセキュリティ対策を推進している。

【課題】

地域における情報通信基盤の整備や情報通信基盤を活用した各種ネットワークの形成が必要であるが，財政負担が大きい。

市町も含めた電子自治体の実現に向けて，市内LAN，総合行政ネットワーク及び公的個人認証サービスの運用や，電子申請システムや電子入札システム，電子申告システムなどの整備，拡充にあたり，財政負担が大きい。

電子自治体の構築にあたっては，個人情報保護を徹底し，十分な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成13年 4月	「広島メイプルネット」運用開始
10月	IT施策の戦略的・総合的推進に向け，「ITひろしま行動計画2005」を策定
平成14年 3月	電子県庁の着実な実現に向け，「広島県行政情報化推進計画」を策定
7月	県及び市町村の電子自治体化を推進するため，「広島県市町村電子自治体推進協議会」を設立
平成16年10月	電子入札等システム運用開始
平成16年11月	電子申請システム運用開始
平成18年 1月	電子申告システム運用開始
平成18年 4月	IT施策の基本指針として，「ITひろしま推進指針」を策定

【前年度提案結果】

地域情報通信基盤整備推進交付金	(全国枠国費)	5,700百万円	(対前年度比 108.4%)
地域イントラネット基盤施設整備事業	(全国枠国費)	3,554百万円	(対前年度比 97.0%)
移動通信用鉄塔施設整備事業	(全国枠国費)	1,635百万円	(対前年度比 102.2%)
民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業	(全国枠国費)	32百万円	(対前年度比 33.3%)
電子自治体構築の促進	(全国枠国費)	80百万円	(対前年度比 12.9%)

提案の内容

地域情報化の推進に対する支援について拡充すること

中山間地域などにおける情報通信格差の是正を図るための、地域の情報通信基盤（ブロードバンド環境，地域公共ネットワーク，CATV，携帯電話等移動通信用鉄塔施設，民放テレビ放送難視聴等解消施設など）の整備に対する財政上の支援を拡充すること。

また，地上テレビジョン放送のデジタル化の推進に当たっては，県内全域で受信可能となるように，放送環境の確保を図るなど国の責任において必要な対策を講じること。

電子自治体の推進に対する財政上の支援について拡充すること

ア 総合行政ネットワーク及び公的個人認証サービスの運用に対する地方公共団体の負担の軽減を図るとともに，支援を拡充すること。

（利用者負担の軽減，交付税措置の拡充）

イ 地方公共団体が行う電子申請システムや電子入札システム，電子申告システム，自動車保有手続のワンストップサービスシステムなどの整備及び地方公共団体が共同で行うアウトソーシングに対する支援を拡充すること。

（支援制度の創設，交付税措置の拡充，起債措置）

電子自治体構築など情報化の推進に伴うセキュリティ対策について拡充すること

個人情報をはじめとする情報資産の保護を図るため，セキュリティに関する職員の教育・訓練及びシステム監査など，地方公共団体の行う情報セキュリティ対策に対する支援を拡充すること。

5 中高一貫教育校の安定的運営の確保について

(総務省，文部科学省)

提案の要旨

都道府県が設置する中高一貫教育校に対する普通交付税措置の拡大

現状及び課題

【現 状】

中高一貫教育校は，平成 11 年 1 月の閣議決定「生活空間倍増戦略プラン」及び平成 11 年 9 月に改訂された文部省の「教育改革プログラム」において，全国で 500 校程度を目標に整備が推進されている。

こうした中，都道府県において中高一貫教育校の設置が実行，計画あるいは検討されているが，現在，その設置数が少ないため，教職員給与以外の都道府県立の中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の運営経費については，普通交付税ではなく，特別交付税で措置されている状況にある。

【課 題】

都道府県の設置する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の運営を財政的に安定したものにするため，市町村立学校と同様の普通交付税措置を図る必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 13 年 12 月	「平成 14 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 14 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望するとともに，別途，新潟県教育委員会等 11 県が連名で要望書を提出
平成 14 年 12 月	「平成 15 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 15 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 15 年 12 月	「平成 16 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 16 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 17 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 18 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望

【前年度提案結果】

普通交付税措置されていない。

提案の内容

平成 11 年度から設置が可能となった中高一貫教育校について，都道府県が設置する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の計画的・安定的運営を確保するため，市町村立中学校と同様の普通交付税措置を行うこと

(事業概要)

【現行の制度】

地方公共団体の種類	経 費 の 種 類		測定単位
道 府 県	中学校費	経常経費	教職員数



【提案の制度】

地方公共団体の種類	経 費 の 種 類	測定単位
道 府 県	中 学 校 費	教職員数
		生徒数
		学級数
		学校数

6 地域に開かれた学校体育大会について

(文部科学省)

提案の要旨

地域のスポーツクラブが学校体育団体主催の大会へ参加できるよう、学校体育団体と協力して実現に努めること

現状及び課題

【現 状】

学校運動部は、少子化による部員数の減少により、競技種目によってはチームを編成できないため廃部に至るといったケースや、生徒のやりたい運動部が学校にはないといった状況もある。

また、現在、全国各地で複数校合同の運動部活動に取り組んでいるところであり、日本中学校体育連盟では、平成15年度から全国大会への出場を認めている。

さらに、完全学校週5日制の実施により、土・日曜日だけ地域のスポーツクラブでスポーツをする生徒も増加するものと思われる。

【課 題】

現在、学校体育団体主催の大会は、学校運動部での参加に限られ学校対抗の色彩が強い。

今後、生徒がスポーツをする場は、部活動のほか、地域のスポーツクラブをはじめ一層多様化するものと思われ、より多くの生徒が同じ場で競えるよう、現在、学校体育団体が主催している大会に地域のスポーツクラブも参加させる必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

-

【前年度提案結果】

- (制度提案)

提案の内容

生徒のスポーツ活動を豊かにするためには、学校運動部活動と地域のスポーツ活動が連携していく必要があり、現在、学校運動部でしか参加が認められていない学校体育大会に地域のスポーツクラブ単位でも参加が可能になるようにすること

〈学校体育団体主催の大会の参加条件〉

現 状	学校対抗戦のため、単独の学校
+	
検 討 中	ある一定条件を付与し、複数校合同チーム (中学校は平成15年度から参加が認められた)
+	
改 正 案	<u>地域のスポーツクラブ</u>

7 広域自立生活圏の形成に向けた都市基盤の整備促進について

(国土交通省)

(中国地方整備局)

提案の要旨

活力ある都市づくりを支える基盤である都市圏交通網及び流域下水道の整備促進

現状及び課題

【現状】

都市交通網

物流の効率化，広域連携の推進を図るための重要港湾，高規格道路 IC 等の主要交通拠点へのアクセス道路や都市内の主要幹線となる放射・環状型道路の整備を進めるとともに，鉄道により分断された市街地の一体化を図るための連続立体交差事業に取り組んでいる。

流域下水道

平成 17 年度末における広島県の下水道普及率は 64.2% で，全国平均の 69.3% より低位にあり，安全で快適な生活環境の確保や，健全な水環境の維持・向上のため，一層の整備促進に努める必要がある。

【課題】

都市交通網

活力ある都市づくりや本県経済の再生を図るためには，それを支える重要な都市基盤であり物流効率化，広域連携推進に資する主要交通施設へのアクセス道路の早期整備や，分断されている市街地の一体化と交通円滑化を図る道路と鉄道の連続立体交差化を早期に実現する必要がある。

流域下水道

本県の下水道処理人口普及率の向上を図るとともに，県内における普及率の地域格差を是正するためには，各施設整備に係る補助制度の拡充が必要となっている。

芦田川の中・下流域等では，BOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準が未達成となっているなど，汚水による水質の汚濁が改善されていない水域がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

都市交通網

(1)城町中之町線	昭和 48 年 8 月	都市計画決定	
	平成 13 年 7 月	事業認可	～現在 用地買収及び工事促進中
(2)長江線	昭和 8 年 6 月	都市計画決定	
	平成 16 年 2 月	事業認可	～現在 用地買収及び工事促進中
(3)神辺水呑線(期)	平成 17 年 7 月	事業認可	～現在 用地買収促進中
(4)連続立体交差事業	平成 14 年 3 月	事業認可	～現在 用地買収促進中

流域下水道

太田川流域下水道(瀬野川処理区)	昭和 63 年度	処理施設供用開始，平成 13 年度	幹線完成
芦田川流域下水道(芦田川処理区)	昭和 59 年度	処理施設供用開始	
	平成 5 年度	芦田川幹線完成，平成 9 年度	沼隈幹線着工
沼田川流域下水道(沼田川処理区)	平成 7 年度	処理施設供用開始，	
	平成 3 年度	沼田川幹線着工	

【前年度提案結果】

都市交通網

道路整備計(全国枠国費) 2,872,708 百万円(対前年度比 97.5%)

うち街路(全国枠国費) 336,839 百万円(対前年度比 96.3%)

流域下水道

下水道事業(全国枠国費) 696,288 百万円(対前年度比 94.7%)

提案の内容

都市交通網

(1) 都市計画道路整備の着実な実施に向けた財源確保を行うこと

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	車線数	総事業費
都市計画道路 城町中之町線	三原市中之町	992m	18m	2車線	約 45 億円
都市計画道路 長江線	尾道市栗原町 ～長江3丁目	878m	12m	2車線	約 60 億円
都市計画道路 神辺水呑線 (期)	福山市東手城町 ～曙町	1,200m	25～69m	4車線	約 120 億円

(2) 広島市東部地区連続立体交差事業の着実な実施に向けた財源確保を行うこと

- ・事業主体 広島県，広島市
- ・事業箇所 安芸郡海田町，安芸郡府中町，広島市安芸区・南区
- ・事業内容 J R 山陽本線・呉線の高架化

総事業費 約 960 億円

区分	概要
高架化区間	J R 山陽本線 約 4.6km (安芸郡海田町石原～安芸郡府中町鹿籠一丁目) (うち広島市域分 約 1.9km) J R 呉線 約 1.7km (広島市安芸区矢野東一丁目～海田市駅)
線数	J R 山陽本線 4線，J R 呉線 1線
除却踏切	J R 山陽本線 16箇所，J R 呉線 4箇所

流域下水道

流域下水道事業を推進すること

太田川，芦田川，沼田川流域下水道事業の着実な実施に向けた財源確保を行うこと。

(平成 18 年度末時計画)

流域 下水道	処理区分	事業期間	規模 (処理計画人口)	総事業費	備考
太田川	広島市，府中町，海田町，熊野町，坂町	昭和 53 年～	325,460 人	1,402 億円	
芦田川	福山市，府中市	昭和 49 年～	478,120 人	1,362 億円	
沼田川	三原市，東広島市	平成 2 年～	96,670 人	500 億円	

8 広域的な道路ネットワークの整備促進について

(1) 高速道路などの道路整備の促進等について

(財務省, 国土交通省)

提案の要旨

高速道路の整備については, 有料道路方式と新直轄方式により, 計画区間のすべてを着実にかつ早期に整備すること

道路特定財源については, 受益者負担という制度の趣旨や地方の道路整備状況等も十分勘案し, 道路整備のための財源が安定的に確保されるよう必要な措置を講ずること

高速道路ネットワークの有効活用のため, 「使える」ハイウェイ政策を推進すること

本州四国連絡高速道路に係る(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する地方負担については, 適切な財源措置を講ずること

現状及び課題

【現 状】

本県の高速道路は, 中国縦貫自動車道, 中国横断自動車道広島浜田線, 山陽自動車道, 西瀬戸自動車道が全線開通している。現在, 中国横断自動車道尾道松江線(新直轄方式)及び東広島・呉自動車道(直轄代行)が整備されており, より早期の全線供用が望まれている。

道路特定財源については, 「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され, 「真に必要な道路整備」は計画的に進めること, 道路歳出を上回る国の税収は一般財源とすること, 国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずること, 平成20年に所要の法改正を行うことなどが示されたところであり, 今後の動向の注視が必要である。

また, 既存の高速道路ネットワークは, 料金負担への抵抗感やインターチェンジの間隔が長いことなどから, 十分に活用されているとは言い難い状況にあり, その結果, 高速道路に並行した一般道路の渋滞問題など様々な社会問題が顕在化してきている。

一方, 「本四公団の債務処理等について」(平成14年12月13日国土交通省提示)によれば, 本四公団の債務処理については国の責任において処理するとされたものの, 本四公団に対する地方出資を10年間(平成34年まで)延長することを求めており, 道路関係四公団の廃止・民営化に向けた「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」(平成15年12月22日政府・与党申し合わせ)においても同様の内容となっている。

【課 題】

道路整備については尾道松江線など地域内外を連携する高規格道路や市町村合併を支援する道路の整備, 都市部の渋滞対策, さらに, 既存施設の適切な維持管理など, まだまだ多くの課題が残っており, 道路特定財源の一般財源化を図るにあたり, 道路整備以外へ充当することに対する納税者の理解を得ることや, 厳しい財政状況の中で多額の一般財源を充当して道路整備を進めざるを得ない地方にとって, 財源確保は重要な課題である。

また, 高速道路ネットワークについては, 緊急性の高い未整備区間の整備に加え, 既存ネットワークの有効活用を図るため, 多様で弾力的な料金施策やスマート IC の整備など, 「使える」ハイウェイ政策を推進する必要がある。

さらに, 本四架橋事業は, 国策として実施されたものであり, 過度の地方負担を求めることは, 地方への責任転嫁となることから, 是正の必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 3 月 10 日 「行政改革推進法案」が閣議決定
平成 18 年 7 月 3 日 「地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書」（県議会）
平成 18 年 10 月 1 日 加計スマート IC 本格導入
平成 18 年 12 月 8 日 「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定
平成 18 年 12 月 知事要請「道路整備のための安定的な財源確保に関する要請書」
平成 18 年 12 月 知事要請「「使える」ハイウェイ政策の推進についての要請書」
〔本四関係〕
平成 15 年 2 月 5 日
～平成 16 年 6 月 10 日 本四関係 10 団体の意見書を国土交通大臣に提出

【前年度提案結果】

道路整備計（全国枠国費）	2,872,708 百万円（対前年比 97.5%）
うち高速国道（全国枠国費）	168,416 百万円（対前年比 98.9%）

提案の内容

高速道路の整備については、有料道路方式と新直轄方式により、計画区間のすべてを着実にかつ早期に整備すること

高速道路は国民共有の財産であることを認識し、有料道路方式では料金収入を最大限活用するとともに、新直轄方式とあわせて、計画区間のすべてを着実にかつ早期に整備すること。

道路特定財源については、受益者負担という制度の趣旨や地方の道路整備状況等も十分勘案し、道路整備のための財源が安定的に確保されるよう必要な措置を講ずること

道路特定財源については、昨年、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定されたところであるが、今後の法改正をはじめとする具体策の実現に当たっては、道路整備のための財源を自動車利用者が負担するという制度の趣旨を踏まえ、また、道路整備の果たす役割、整備が遅れている地方の現状を十分勘案し、地方の道路整備の財源、及び既存施設の適切な維持管理のための財源が安定的に確保されるよう必要な措置を講ずること。

高速道路ネットワークの有効活用のため、「使える」ハイウェイ政策を推進すること

既存の高速道路ネットワークを真に利用しやすいインフラとして活用していくため、多様で弾力的な料金施策やスマート IC 整備などの「使える」ハイウェイ政策を推進すること。

特に、高速道路の通行料金は、公団民営化時点の料金水準を基本的に継続されているが、今後においても、維持修繕・料金徴収業務について徹底したコスト縮減及び経営の合理化を進めることで、多様で弾力的な料金施策を推進し、より利用しやすい道路とすること。

本州四国連絡高速道路に係る（独）日本高速道路保有・債務返済機構に対する地方負担については、適切な財源措置を講ずること

本四架橋の建設の経緯から、地域限定的な取扱いがなされているが、本来本州四国連絡高速道路は、昭和 44 年に策定された新全国総合開発計画において、3 ルート建設が閣議決定され、国の責任において、その整備・運営が進められてきた国家プロジェクトである。

過度の地方負担を求めることは、地方への責任転嫁であり、国の責任において適切な財源措置を講ずる必要がある。

(2) 高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備促進について

(国土交通省)

(中国地方整備局)

提案の要旨

高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備促進

現状及び課題

【現 状】

中国横断自動車道尾道松江線は、中国地域の一体的発展を担うとともに、中国・四国地域を結ぶ地域連携軸を形成し、この圏域の産業・経済・文化の飛躍的発展と沿線地域の生活の向上に大きく寄与することを目的とし、その整備を進めている。

本路線は、従来、日本道路公団により整備されていたが、尾道～三次間及び三次～三刀屋木次間については、平成15年度から、国と地方の負担による新直轄方式に切り替わり、整備されている。

新直轄方式に伴う地方の負担については、これまで十分な財源措置がなされていなかったが、要望の結果、平成17年度からほぼ全額交付税措置されることとなった。

【課 題】

今後は、引き続き十分な財源措置の下、より早期の全線供用が実現されるよう、整備を促進する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成9年12月 尾道～甲山間、吉舎～口和間、吉田掛合～三刀屋間に施行命令
平成10年4月 甲山～吉舎間に施行命令
平成10年12月 口和～吉田掛合間に施行命令(全線施行命令区間となる)
平成13年3月 宍道インターチェンジ～松江玉造インターチェンジ間供用開始
平成15年3月 三刀屋木次インターチェンジ～宍道インターチェンジ間供用開始
平成16年1月 第1回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、新直轄方式に切替
平成16年3月 民営化関連法案の国会提出
平成16年3月 「高速道路の整備に関する意見書」(県議会)
平成16年4月 知事要請「新直轄方式に伴う地方負担に対する財源措置に関する要請書」
平成16年6月 民営化関連法案が可決・成立
平成16年6月 「地方の道路整備の促進に関する意見書」(県議会)
平成16年11月 政府主催全国都道府県知事会議における知事要請
平成16年12月 知事提案「高速自動車国道(中国横断自動車道尾道松江線)の整備について」
平成18年2月 第2回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、事業費見直し
平成18年4月 旧日本道路公団の民営化に伴い、国土交通省の直接施工となる

【前年度提案結果】

道路整備計 (全国枠国費)	2,872,708 百万円 (対前年度比 97.5%)
うち高速国道 (全国枠国費)	168,416 百万円 (対前年度比 98.9%)

提案の内容

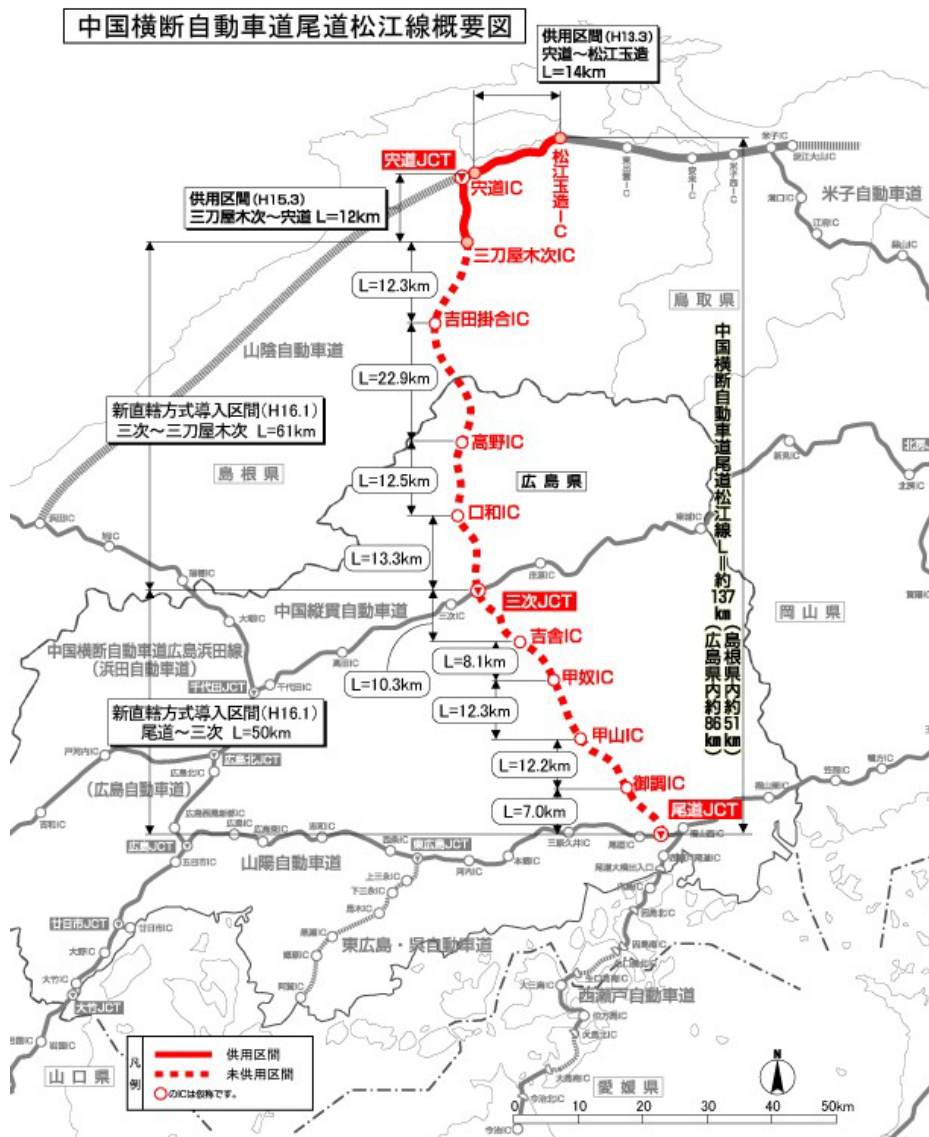
中国横断自動車道尾道松江線の整備を促進すること

県は、周辺市町を含めてインターチェンジへの取付道路やまちづくりなどの関連事業を既に実施しており、その整備時期が遅れることは、地域の振興上、多大な社会経済的マイナス効果を及ぼすものであり、より早期の全線供用が実現されるよう、整備を促進すること。

(事業概要)

	事業主体	事業期間	区 間	総延長	車線数
中国横断自動車道 尾道松江線	国土交通省 西日本高速道路(株)	平成6年度～	尾道市 ～ 松江市	約137km (県内約86km)	4車線 暫定2車線

(事業箇所)



(3) 広域的な交流・連携を支える交通ネットワークの整備促進について

(国土交通省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

広域連携を強化する高規格幹線道路や地域高規格道路等の早期整備

現状及び課題

【現状】

広域的な交流・連携機会を増大させ、豊かな県民生活を実現するため、広島市・福山市・広島空港へのアクセス強化、広島・備後・備北3地方生活圏の有機的連携、都市中心部の機能強化及び周辺地域との機能分担を図るため、道路整備を進めている。

【課題】

県内の広域連携の強化、都市圏の交通円滑化・交通混雑の緩和を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路等の早期整備が必要となっている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

高規格幹線道路(東広島・呉自動車道)

平成3年度 事業着手
平成5年度 国土交通省直轄代行事業に移行
平成7年度 工事着手(東広島JCT(仮称)~馬木IC(仮称)延長11.7km)
平成12年度 工事着手(郷原IC(仮称)~阿賀IC(仮称)延長8.7km)

地域高規格道路

平成6年12月 路線指定(候補路線2路線,計画路線9路線)
平成10年6月 路線追加指定(候補路線3路線,計画路線3路線)
平成12年12月 広島中央フライトロードの一部約6kmが調査区間に指定
江府三次道路の一部約5kmが整備区間に指定
平成15年9月 東広島高田道路の一部約2kmが整備区間に指定
平成16年3月 江府三次道路の一部約9km(県内3km)が調査区間に指定
平成17年3月 東広島高田道路の一部約5km及び江府三次道路の一部約7km(県内3km)が整備区間に指定

一般国道2号

福山道路 平成13年度 事業着手
三原バイパス 平成14年4月 頼兼町ランプ~新倉町ランプ間(延長1.8km)暫定供用
安芸バイパス 平成7年度 事業着手
東広島バイパス 平成18年3月 中野IC~海田東IC間(延長2.7km)暫定供用
西広島バイパス 平成14年度 廿日市高架橋(廿日市市下平良~廿日市市地御前)事業着手
岩国大竹道路 平成13年度 事業着手

一般国道185号

安芸津バイパス 平成11年度 事業着手

一般国道487号

警固屋音戸バイパス 平成7年度 事業着手

安芸灘諸島連絡架橋

(仮称)豊島大橋(3号橋) 平成11年度 事業着手

【前年度提案結果】

道路整備計	(全国枠国費)	2,872,708百万円(対前年比97.5%)
うち一般国道直轄	(全国枠国費)	1,110,072百万円(対前年比96.9%)
一般国道補助	(全国枠国費)	192,725百万円(対前年比93.0%)
地方道	(全国枠国費)	328,781百万円(対前年比91.6%)

提案の内容

高規格幹線道路（東広島・呉自動車道）の建設を促進すること 地域高規格道路の整備を促進すること

- ア 広島中央ワイドロード（本郷大和線），福山環状道路（福山西環状線），江府三次道路（高道路），東広島高田道路（東広島道路）の整備の推進
 - イ 江府三次道路（鍵掛峠道路），東広島高田道路（向原吉田道路）の早期整備
- ### 直轄国道バイパスの整備を促進すること

- ア 一般国道2号安芸バイパス，東広島バイパス等の建設の促進
- イ 一般国道185号仁方・川尻バイパスの早期事業化

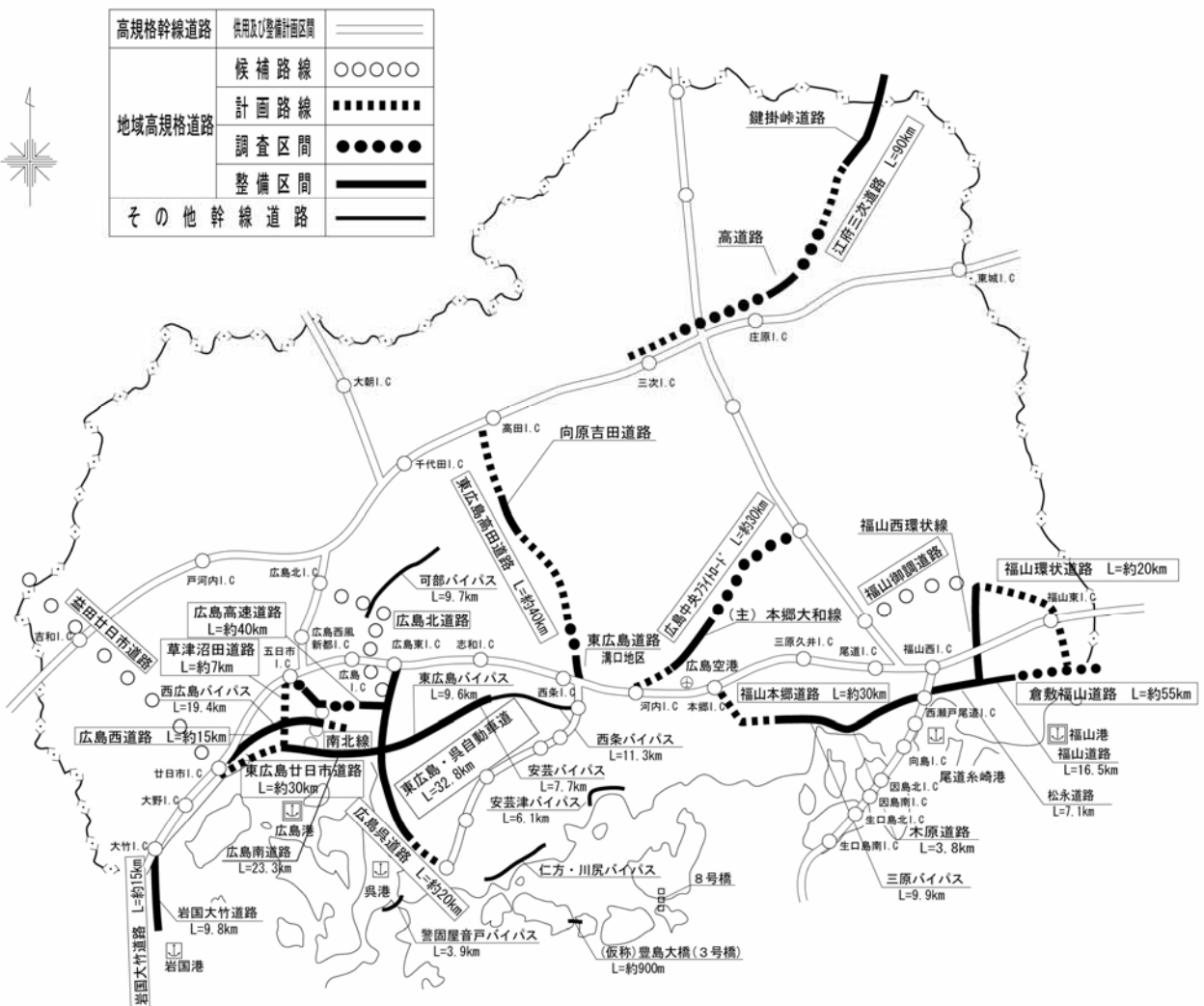
交流促進型広域道路の整備を推進すること

一般国道487号警固屋音戸バイパス等の建設の推進

安芸灘諸島連絡架橋の整備を推進すること

（仮称）豊島大橋（3号橋）（豊島～上蒲刈島）の建設の推進

（事業箇所）



提案の内容

(事業概要)

高規格幹線道路

高規格幹線道路	区 間	総延長
東広島・呉自動車道	東広島市～呉市	32.8km

地域高規格道路

地域高規格道路(一般)	区 間	総延長
倉敷福山道路	倉敷市～福山市	約 55km
岩国大竹道路	大竹市～岩国市	約 15km
広島中央フライトロード	東広島市～世羅郡世羅町	約 30km
江府三次道路	鳥取県江府町～三次市	約 90km
東広島高田道路	東広島市～安芸高田市	約 40km
福山本郷道路	尾道市～三原市	約 30km
福山環状道路	福山市～福山市	約 20km
益田廿日市道路(候補)	島根県益田市～廿日市市	
福山御調道路(候補)	福山市～尾道市	

地域高規格道路(都市圏自動車専用道路)	区 間	総延長
東広島廿日市道路	東広島市～廿日市市	約 30km
広島呉道路	広島市～呉市	約 20km
広島高速道路	広島市～広島市	約 40km
広島西道路	広島市～廿日市市	約 15km
草津沼田道路	広島市～広島市	約 7km
南北線(候補)	広島市～広島市	
広島北道路(候補)	広島市～広島市	

提案の内容

直轄国道バイパス

直轄国道	区 間	総延長
国道 2 号		
福山道路	岡山県笠岡市茂平～福山市赤坂町	16.5km
松永道路	福山市神村町～尾道市高須町	7.1km
木原道路	尾道市福地町～三原市糸崎町	3.8km
三原バイパス	三原市糸崎町～同市新倉町	9.9km
西条バイパス	東広島市西条町～同市八本松町	11.3km
安芸バイパス	東広島市八本松町～広島市安芸区上瀬野町	7.7km
東広島バイパス	広島市安芸区上瀬野町～安芸郡海田町	9.6km
広島南道路	安芸郡海田町～廿日市市地御前	23.3km
西広島バイパス	広島市中区平野町～廿日市市地御前	19.4km
岩国大竹道路	大竹市小方一丁目～山口県岩国市山手町	9.8km
国道 54 号		
可部バイパス	広島市安佐北区可部南一丁目～同区大林町	9.7km
国道 185 号		
安芸津バイパス	東広島市安芸津町風早～竹原市吉名町八代谷	6.1km
仁方・川尻バイパス	呉市広町～呉市安浦町	

交流促進型広域道路

交流促進型広域道路	区 間	総延長
警固屋音戸バイパス	呉市警固屋～呉市音戸町渡子	3.9km
福山沼隈道路	福山市草戸町～福山市熊野町	4.5km
矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原～東広島市黒瀬町津江	2.8km
呉平谷線	呉市上二河町～呉市焼山此原町	2.4km

安芸灘諸島連絡架橋

架 橋 名	事業名	事業期間	橋長	幅員
3号橋 (仮称)豊島大橋	道路改築事業	平成 11 年度～	約 900m	(9.85) 6.0m
8号橋	架 橋 構 想			

(4) 指定都市高速道路(広島高速道路)の整備促進について

(国土交通省, 総務省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

広島都市圏の交通円滑化及び広域連携強化を図り, 中国・四国地域における中枢都市としての拠点性を高める広島高速道路の早期整備

現状及び課題

【現 状】

広島都市圏が中国・四国地域の中枢都市圏として更に拠点性を高めていくことを目的とし, 定時性, 高速性に優れた道路網の整備を進めている。

【課 題】

広島都市圏の交通円滑化及び広域連携強化を図るため, 本路線の早期整備が必要となっている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

- 平成 4 年 8 月 「広島都市圏自動車専用道路網計画」の策定
- 平成 6 年 12 月 地域高規格道路の指定
- 平成 9 年 6 月 広島高速道路公社の設立
- 平成 12 年 3 月 広島高速 3 号線 期区間の供用開始
(広島市南区仁保沖町～広島市南区宇品海岸三丁目 2.6 km)
- 平成 12 年 9 月 整備計画の変更(広島高速 5 号線を追加)
- 平成 13 年 10 月 広島高速 4 号線の供用開始
(広島市西区中広町一丁目～広島市安佐南区沼田町大字大塚 4.9 km)
- 平成 14 年度 広島高速 3 号線 期区間の新規事業化
(広島市南区宇品海岸三丁目～広島市中区光南四丁目 2.2km)
- 平成 18 年 2 月 整備計画の変更(総事業費及び事業期間の変更)
- 平成 18 年 10 月 広島高速 1 号線の全線供用開始
(全線 広島市東区福田町～広島市東区温品二丁目 6.5 km 今回供用 2.3km)

【前年度提案結果】

- 道路整備計(全国枠国費) 2,872,708 百万円(対前年度比 97.5%)
- うち地方道路公社等(全国枠国費) 30,645 百万円(対前年度比 85.5%)

提案の内容

指定都市高速道路（広島高速道路）の整備を促進すること

整備計画路線（整備中3路線）

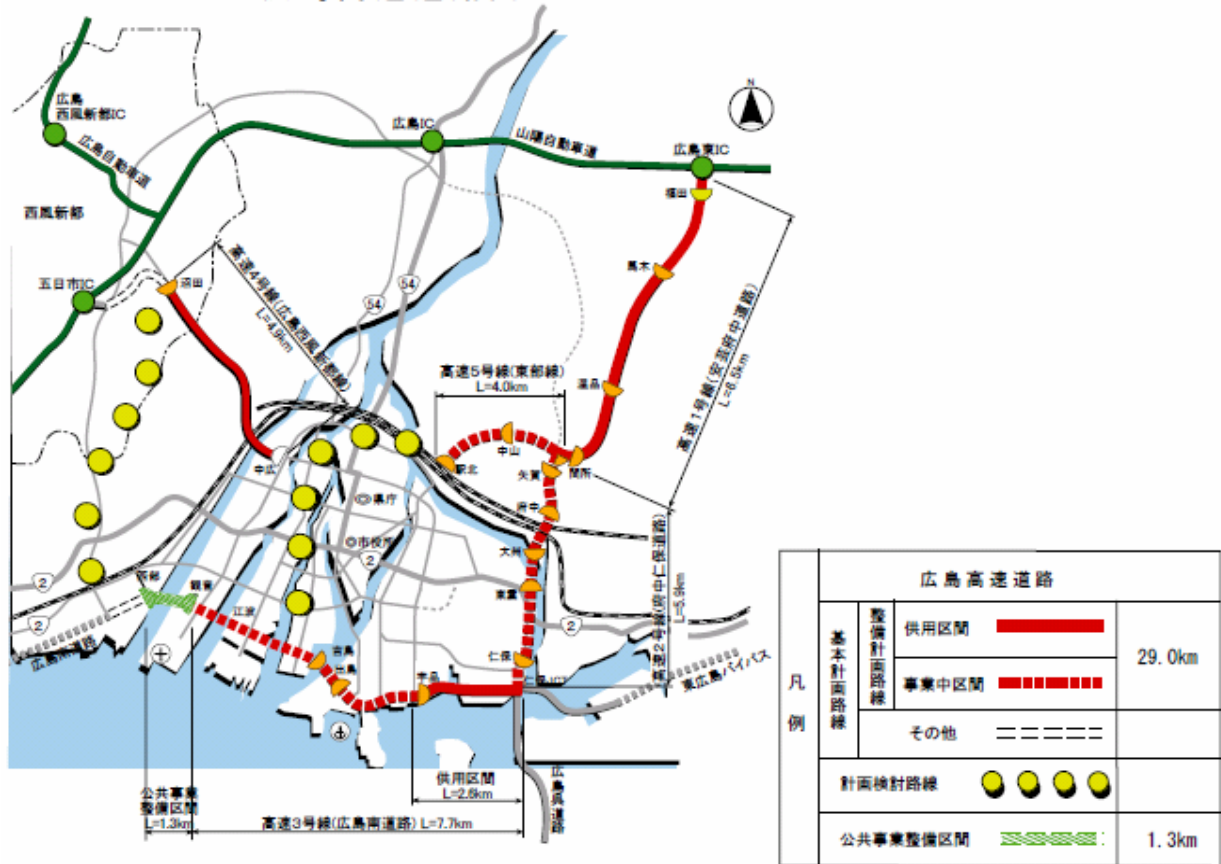
- ・広島高速2号線（府中仁保道路）
- ・広島高速3号線（広島南道路）（宇品～観音間）
- ・広島高速5号線（東部線）

（総事業費） 378,000 百万円（整備計画路線全体）

（事業概要） 事業主体 広島高速道路公社（平成9年6月設立）

事業期間 平成9年度～平成25年度（予定）

広島高速道路図



9 地域拠点空港（広島空港）の機能強化等について

（国土交通省）
（中国地方整備局）

提案の要旨

国際化の進展並びに地域振興に大きく寄与するための、地域拠点空港である広島空港の機能強化、国際航空ネットワークの充実

現状及び課題

【現状】

広島空港は、施設、機能面だけでなく、旅客数、貨物取扱量ともに中国・四国地域最大の空港であり、名実ともに、中国・四国の地域拠点空港として発展している。

国際線については、昨年10月にそれまでのソウル線、台北線に加えて上海線がデイリー運航となるなど、アジア・太平洋地域へ全部で7路線が就航し、航空路線が充実してきている。また、国内線においては、成田線の就航により、欧米等へのアクセスも容易であるなど、広島県及び隣接地域の国際化の進展と地域振興に寄与していくものと期待されている。

このため、空港機能を更に強化するとともに、国際航空ネットワークの一層の充実に取り組んでいる。

【課題】

定時性の確保

特に東京便は、平成18年の旅客数は全国で5番目であるが、梅雨時等の霧による視程不良により季節的に就航率等が大きく低下しており、欠航や遅延による経済的な影響は非常に大きいため、計器着陸装置の高度化事業の早期完成が課題となっている。

国際定期路線の拡充等

国際航空ネットワークの拡充を図るためには、既設路線の増強、新規路線の開設に向けた航空交渉などの条件整備の促進が必要となっている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 5年 10月	広島空港開港
平成 12年 10月	ターミナル地域拡張工事に着工
平成 13年 1月	滑走路3,000mの供用開始
平成 15年 7月	計器着陸装置の高度化（CAT- a）事業着手
平成 16年 3月	ターミナル地域拡張工事の完了
平成 16年 10月	計器着陸装置の高度化（CAT- a）工事着手

【前年度提案結果】

航空サービス高度化推進事業（全国枠国費） 17,148百万円（対前年度比101.4%）
・計器着陸装置の高度化（CAT- a）事業：航空サービス高度化推進事業において措置済

提案の内容

広島空港の計器着陸装置高度化(CAT- a)事業の早期供用開始を図ること

遅延・遅着を含めた定時率は90%台半ば(平成8年度～平成18年度)となっており、視程不良による欠航・ダイバートで、年間約2.7万人の航空利用者が影響を受けていることから、CAT- a事業の平成20年度早期での供用開始を図ること。

国際定期路線拡充のための航空交渉の促進を図ること

国際航空ネットワークの拡充を図るため、既設路線の運航便数の増加、特に中国・台湾路線の輸送枠拡大や新規路線の開設に向け、航空交渉等において必要な条件整備を促進すること。

10 港湾整備の推進について

(国土交通省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

国際海上輸送網の中核国際港湾としての特定重要港湾広島港の整備推進
国内外海上輸送網の拠点となる重要港湾福山港・尾道系崎港・呉港の整備推進
地域経済を支える物流拠点，沿岸部や島しょ部の生活拠点港・産業を支える港となる地方港湾の整備推進

現状及び課題

【現状】

広島港は，中国四国地域の中核国際港湾として，政治・経済・文化の中枢を担う重要な役割を果たすため，国際物流・交流拠点の施設整備を推進している。

福山港は，県東部地域のコンテナ物流の拠点や産業活動を支える基盤としての機能強化，尾道系崎港は，西日本の輸入木材の取扱拠点としての機能強化や賑わいのあるウォーターフロント空間の創出，呉港は，呉市が，臨海工業を支える貿易港として機能するとともに，海上交通の要衝としての役割を担う港湾施設の整備を推進している。

地方港湾は，交通拠点，流通拠点及び防災拠点等として，また，沿岸部や島しょ部の産業・生活基盤として，極めて大きな役割を担っている。

【課題】

広島港は，中四国地域の中核国際港湾として，国際物流・交流拠点の機能強化を行うとともに，魅力ある港空間の創造や自然と共生できる港空間の形成が求められている。

また，廃棄物海面処分場は，都市部で逼迫する一般廃棄物及び産業廃棄物等の処分地確保のため，早急な整備が必要である。

福山港は，増大する国際コンテナ需要に対応するため岸壁（-10m）等の早期整備と経年の埋没により機能低下を来している本航路地区航路（-16m）の早期機能回復を行う必要がある。

尾道系崎港は，物流の効率化を図る臨港道路や大型船の入港が可能な航路等の施設整備が必要である。

呉港は，物流の効率化を図る複合一貫輸送ターミナルや臨港道路等の施設整備が必要である。

地方港湾は，通勤・通学・生活物資の運搬のため，フェリーターミナルの施設整備等が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

ア 広島港	出島地区	H15年3月	国際コンテナターミナル(-14m岸壁)1バース供用
		現在	廃棄物埋立護岸等整備中
	宇品(内港)地区	H15年3月	宇品旅客ターミナル供用
	宇品(外貿)地区	H17年10月	ドルフィン(-10m)供用
イ 福山港	五日市地区	H19年4月	岸壁(-11~12m)2バース供用
		現在	人工干潟整備中
	箕沖地区	H17年3月	岸壁(-10m)1バース供用
ウ 尾道糸崎港	本航路地区	現在	航路(-16m)整備(浚渫)中
	機織地区	H12年度	ドルフィン(-12m)1バース完成
エ 呉港		現在	航路・泊地(-12m)H19年度暫定(-10m)供用予定
	貝野地区	H14年度末	岸壁(-7.5m)暫定供用
	阿賀マリノリ地区	H18年末	岸壁(-7.5m)2バース完成
オ 大竹港	東栄地区	H18年4月	岸壁(-11m)1バース供用

【前年度提案結果】

港湾整備事業 (全国枠国費) 234,110百万円(対前年度比96.7%)

提案の内容

特定重要港湾広島港の整備の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと

- ア ポートルネッサンス21事業地区
 - 出島地区 廃棄物埋立護岸等の整備
- イ 五日市地区 人工干潟の整備
- ウ 元宇品地区 防波堤の整備

重要港湾福山港・尾道糸崎港・呉港の整備の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと

- ア 重要港湾福山港
 - 箕沖地区 多目的国際ターミナル(福山港国際コンテナターミナル)の第2期整備
 - 本航路地区 航路(-16m)の整備(浚渫)(直轄)
- イ 重要港湾尾道糸崎港
 - 機織地区 山波松永線(臨港道路)の整備
- ウ 重要港湾呉港
 - 阿賀マリノリ地区 阿賀マリノポリス線(臨港道路)の整備

地方港湾の整備の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと

- ア 大竹港(東栄地区) 緑地等の整備
- イ 小用港(ウシイシ地区) 小型船だまりの整備
- ウ 千年港(常石地区) 小型船だまりの整備
- エ 横田港(坊地地区) 小型船だまりの整備
- オ 土生港(箱崎地区) 小型船だまりの整備 等

1.1 C I Q体制の充実・強化について

(財務省, 法務省, 厚生労働省, 農林水産省, 総務省)

提案の要旨

広島・福山港の円滑な貿易を促進するためのC I Q体制の充実・強化
広島空港の国際航空ネットワークの拡充のためのC I Q体制の充実・強化

現状及び課題

【現状】

広島港： 国際定期コンテナ航路は、週17～18便就航している。また、増大するコンテナ貨物に対応するため、平成15年3月19日には水深14mの国際海上コンテナターミナルを供用した。

福山港： 国際定期コンテナ航路は、週9便就航している。また、増大するコンテナ貨物に対応するため、平成17年3月28日には、箕沖地区に水深10mを有する新たなコンテナターミナルが供用開始した。

広島空港： 広島空港の国際線については、デイリー運航のソウル線、台北線、上海線の3路線など全7路線が就航し、アジア・太平洋地域への航空路線が拡充しているが、中国・四国地域の国際化の進展や地域振興等に寄与する地域拠点空港としての役割を果たすため、国際航空ネットワークの一層の拡充に取り組んでいる。

【課題】

国際定期航路・定期航空路線の拡充に向けたC I Q体制の強化は、広島県及び中国・四国地域の国際化の発展と地域振興に寄与していくものと期待されるとともに円滑な貿易を促進するために、一層の強化が必要である。

- ・広島港、福山港の増大するコンテナ貨物の即日通関や生鮮野菜などの即日検査・通関
- ・国際航空ネットワークの拡充を図るため、既設路線の増強、新規路線の開設に向けたC I Q体制の充実・強化

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成16年5月、7月 関係省庁に要望（港湾・空港）

平成17年6月 関係省庁に要望（港湾・空港）

平成18年6月 関係省庁に要望（港湾・空港）

（C I Q体制の強化状況）

- ・広島港 税 関：平成14年7月 国際定期フェリ-就航に合わせ4名増員
平成15年7月 時間外通関体制が平日17:00～19:00、土曜日8:30～12:00の充実
平成16年8月 国際定期フェリ-の増便に伴い週末の時間外通関体制が8:30～12:30、土曜日又は日曜日の隔週で対応
- ・広島空港 動物検査：平成14年10月 国際定期フェリ-就航に合わせ1名増員
税 関：平成18年7月 航空路線の拡充に合わせ1名増員
入 管：平成17年4月 航空路線の拡充に合わせ1名増員
検 疫：平成17年7月 航空路線の拡充にあわせ1名増員
動物検査：平成17年10月 航空路線の拡充にあわせ1名増員
植物防疫：平成18年4月 航空路線の拡充にあわせ1名増員

（参考）

港湾の整備状況等

- ・広島港（出島地区）岸壁（-14m） 平成15年3月19日供用
（出島東地区）広島国際フェリ-ポート 平成14年10月21日供用
- ・福山港（箕沖地区）岸壁（-10m） 平成17年3月28日供用

広島空港の整備状況

- 平成5年10月 広島空港開港
- 平成12年10月 ターミナル地域拡張工事に着工
- 平成13年1月 滑走路3,000mの供用開始
- 平成15年7月 計器着陸装置の高度化（CAT- a）事業着手
- 平成16年3月 ターミナル地域拡張工事の完了
- 平成16年10月 計器着陸装置の高度化（CAT- a）工事着手

【前年度提案結果】

広島空港 植物防疫 1名増員（平成18年4月）

税 関 1名増員（平成18年7月）

提案の内容

広島港・福山港のC I Q体制の充実・強化を図ること

円滑な貿易を促進するため、コンテナ貨物の即日通関ができるC I Q体制の充実・強化を図ること。

広島空港のC I Q体制の充実・強化を図ること

国際線の路線数・便数が拡充されたことに伴い、円滑な旅客・貨物の出入国処理が図られるよう、C I Q体制の一層の充実・強化を図ること。

1 2 地方発の国際的な平和貢献活動への支援について

(外務省)

提案の要旨

地方発の国際的な平和貢献活動への支援

現状及び課題

【現 状】

平成15年3月に「ひろしま平和貢献構想」を策定し、「創り出す平和」の理念に基づき、平和研究機能や人材育成機能などのネットワークを構築するとともに、情報やノウハウなど地域の有する資源を集約し、広島からのメッセージの発信と、国際平和協力への具体的貢献を図っている。

平成15年7月に開設されたユニタール（国連訓練調査研究所：UNITAR）アジア太平洋広島事務所では、広島において15本の研修プログラム等を実施している。

【課 題】

地域が平和貢献活動を推進するためには、地元関係機関のみならず国の協力が必要である。

ユニタール広島事務所の設置は、中国・四国地方で初めての国連機関設置であり、円滑な事務所活動のためには、地元関係機関のみならず国の協力が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平和貢献構想推進事業

- 平成14年 3月 広島県と総合研究開発機構との共同研究「記憶から復興へ」
- 平成15年 3月 ひろしま平和貢献構想策定
- 平成15年 9月 カンボジアを対象とした復興支援のための第1回現地調査の実施
- 平成15年～17年 「ひろしま国際平和フォーラム」シンポジウムの開催
- 平成16年 3月 カンボジアを対象とした復興支援のための第2回現地調査の実施
- 平成16年 9月 カンボジアを対象とした詳細調査及び支援活動の試行の実施
- 平成17年11月～現在 カンボジアを対象とした復興支援プロジェクトの実施

ユニタール広島事務所

- 平成15年 5月 ユニタール支援と平和貢献活動を推進するための地元連携組織「ひろしま平和貢献ネットワーク協議会」設立
- 平成15年 7月 ユニタールアジア太平洋広島事務所開設
- 平成15年11月 広島事務所開設記念国際会議「紛争からの復興」の開催
- 平成16年 3月～現在 研修ワークショップの実施

(最近の実施状況)

- 平成18年 3月 「世界遺産の管理と保全に関する研修ワークショップ」
- 平成18年 5月 「開発資金のための外国直接投資に関する研修ワークショップ」
- 平成18年10月 「海洋と人間の安全保障に関する研修ワークショップ」

【前年度提案結果】

外務省ODA一般会計予算（全国枠国費） 454,359百万円（対前年度比96.0%）

提案の内容

地域が行う平和貢献活動に対して支援をすること

紛争終結国や地域において、広島県等地域が行う復興支援活動などの平和貢献活動に対して、ODA資金の充実に配慮するとともに、国において、国際平和協力の推進体制の整備・充実に当たっては、広島県との連携や協働について配慮すること。

ユニタール広島事務所の活動に対して支援をすること

事務所の事業は、主として開発途上国の経済開発を目的とした研修プログラムの実施となるため、ODA資金の充実に配慮すること。

参 考

【ユニタール広島事務所の概要】

名 称	UNITAR Hiroshima Office for Asia and the Pacific 国連訓練調査研究所（ユニタール）アジア太平洋広島事務所
開設時期	平成15年7月15日
設置場所	広島商工会議所ビル5階
職 員 数	国際スタッフ2人，ローカルスタッフ5人程度
事業計画	アジア太平洋地域を対象に，年間6本程度の研修プログラムを実施

13 外国公館の誘致について

(外務省)

提案の要旨

大都市に依存しない自立的な広域国際交流圏の形成に向けた、国際交流拠点の一つとして、中華人民共和国やブラジル連邦共和国の総領事館など、外国公館の集積への支援

現状及び課題

【現状】

本県は、アジアを中心とした国際交流を背景として、外国人登録者の約8割、留学生の約9割をアジア諸国が占めるなど、アジアとの交流はこれまでになく深まっている。

中国・四国地域においては、中華人民共和国の査証や旅券の発給等を含めた領事任務は大阪総領事館の所管（山口県は福岡総領事館の所管）となっていることから、総領事館の設置による利便性の向上が望まれている。

また、本県は、県民の移民を通じてブラジル連邦共和国と深いつながりがあり、留学生や技術研修生の受け入れなど同国との交流促進を進めている。

中国・四国・九州地域においては、ブラジル連邦共和国の査証や旅券の発給等を含めた領事任務は名古屋総領事館の所管となっていることから、総領事館の設置による利便性の向上が望まれている。

【課題】

総領事館の国内への設置には国の同意が、その所在地、領事管轄区域等の決定には国の承認が必要。
(中華人民共和国と日本の総領事館設置状況)

区分	総領事館所在地
中華人民共和国	札幌、大阪、福岡、長崎、名古屋(領事館)
日本	瀋陽、上海、広州、香港、重慶、(大連)

大連は出張駐在事務所

(ブラジル連邦共和国と日本の総領事館設置状況)

区分	総領事館所在地
ブラジル連邦共和国	東京、名古屋
日本	クリチバ、サンパウロ、ベレン、ポルトアレグレ、マナウス、リオデジャネイロ、レシフェ

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

中華人民共和国

平成10年度～16年度 機会を捉えて大使館など関係機関に要望

平成17年4月 中華人民共和国外交部、中国共産党中央対外連絡部へ要望

平成18年8月 中華人民共和国国務委員、外交部、駐日中華人民共和国大使へ要望書提出
ブラジル連邦共和国

平成16年11月 駐日ブラジル連邦共和国大使へ要望

平成17年2～3月 領事館誘致のための署名活動実施

平成17年4月 9万人余の署名を持参して、駐日ブラジル連邦共和国大使へ要望

【前年度提案結果】

-

提案の内容

広島市への中華人民共和国総領事館の誘致を支援すること

広島県と中華人民共和国は、県と四川省、広島市と重慶市等の友好提携をはじめとして、文化、教育、経済などを通じた交流の実績があるとともに、北京、上海など3都市と空路で結ばれるなど、今後更なる交流の拡大が期待される。

中国・四国地域の自立的な国際交流機能を高めるため、広島市への中華人民共和国総領事館の誘致を中華人民共和国政府へ働きかけること。

(広島県と中華人民共和国との交流概要)

区 分	内 容
中国籍外国人登録者数	10,184人（平成17年12月現在）
中国からの留学生数	1,452人（平成18年5月現在）
中国への渡航者数	42,628人（平成12年）
中国への進出企業数	120社・187事業所（平成18年6月現在）
中国との定期航空路線	大連、北京、上海
中国との友好提携	広島県・四川省、広島市・重慶市、三次市・雅安市雨城区、庄原市・綿陽市、東広島市・徳陽市、大竹市・都江堰市、府中市・平湖市

(中国総領事館所管区域)

総領事館	所管区域
札幌	北海道、青森県、岩手県、秋田県
名古屋	愛知県
大阪	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
福岡	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
長崎	長崎県

その他の地域は大使館（東京）直轄

広島市へのブラジル連邦共和国総領事館の誘致を支援すること

広島県とブラジル連邦共和国は、移民を通じた深いつながりがあり、留学生や技術研修生の受け入れ、青少年国際交流事業の実施、新しい県人会館の建設支援など同国との交流促進を進めている。

また、本県には4,700人以上の、さらに中四国、九州を合わせると9,000人以上のブラジル国籍の方々が生きている。

中国・四国地域の自立的な国際交流機能を高めるため、広島市へのブラジル連邦共和国総領事館の誘致をブラジル連邦共和国政府へ働きかけること。

(広島県とブラジル連邦共和国との交流概要)

区 分	内 容
ブラジル籍外国人登録者数	4,703人（平成17年12月現在）
ブラジルからの県費留学生・県受入技術研修員・青少年交流プログラム招へい	160人（平成17年度までの累計）
放射線被曝者医療医師等受入研修招へい	25人（平成17年度までの累計）
ブラジルとの友好提携	東広島市・マリリア市

(ブラジル総領事館所管区域)

総領事館	所管区域
東京	北海道、東北、関東、山梨県、新潟県、長野県
名古屋	中部、近畿、中国、四国、九州

1.4 森林の多面的機能の維持・発揮及び森林整備対策の充実について

(農林水産省)

提案の要旨

公的関与による森林の適正な管理

- ア 地球温暖化防止等の推進のための森林整備の拡充
 - イ 森林整備法人等に対する支援強化
 - ウ 森林整備・管理のための新たな財源確保策の導入
- 緑資源幹線林道事業の推進

現状及び課題

【現 状】

本県においては、森林の重視すべき機能の区分に応じて効率的・効果的な森林整備の推進に努めてきたが、林業を巡る厳しい状況の下、松くい虫被害跡地や間伐等の未実施林など管理不十分な森林が依然として存在している。このため本県では平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、これを財源として管理不十分な森林の整備等を推進する新たな対策に取り組むこととしている。また、森林整備法人や市町等が整備・管理する森林についても、大半が育成途上にあり、厳しい財政事情の下、適切な森林整備が推進し難い状況にある。

本県の中国山地において、緑資源幹線林道・中国山地(山陽)ルートは、豊かな森林資源に恵まれたこれら地域の森林整備の促進や林業の活性化等に重要な役割を担う基盤施設であり、その早期完成が地元を始めとして周囲からも強く望まれている。

【課 題】

多様な森林づくりを着実に推進するためには、公的関与を一層強め、より積極的な森林整備を実施するとともに、森林整備法人が公的機関としての役割を引き続き担っていくため、累増する借入金の重圧を緩和し、経営基盤を強化することが必要である。

また、自治体の取組には限界があることから、財源支援措置の強化が必要である。

緑資源幹線林道は、地域の骨格となる基幹林道であり、全線の早期完成が求められているが、本県の緑資源幹線林道整備の進捗率は現在70%(中国山地全線進捗率77%)に止まっており、既着工区間の早期完成と未着工区間の早期着手が望まれる。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成14年6月 地球温暖化防止に貢献する森林県連合から共同アピール

平成14年7月 地球温暖化防止に貢献する森林県連合から緊急政策提案

平成17年4月 平成17年度都道府県主務部長政策提案会(森林吸収源対策の着実な推進について)

緑資源幹線林道の整備状況 全体計画延長 144 km 実施済延長 100.2 km 進捗率 69.7 %

【前年度提案結果】

- ・森林整備事業(民有林)(全国枠国費) 61,971百万円(対前年度比90.0%)
- ・緑資源幹線林道事業(全国枠国費) 11,171百万円(対前年度比95.5%)

提案の内容

公的関与による森林の適正な管理を行うこと

ア 地球温暖化防止等の推進のための森林整備の更なる拡充を図ること

地球温暖化防止等の公益的機能を持続的に発揮するため、山火事跡地等の植林や育成途上にある森林の間伐・保育，長伐期施業・複層林施業等による多様な森林づくりに対し，公的関与の一層の強化を前提に，治山事業及び森林整備事業に係る財源を確保し，森林整備の更なる拡充を図ること。

イ 森林整備法人等に対する経営改善のための対策強化を図ること

森林整備法人等は累増する長期債務を抱え，困難な経営状況にあることから，抜本的な経営改善に必要な対策強化を図ること。

ウ 森林整備・管理のための新たな財源確保策の導入

森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ，森林の整備・管理のために必要な新たな財源確保策の導入により，社会全体で森林整備を支えるシステムの構築を図るため，関係省庁との連携の下，森林整備のための安定的な財源確保について積極的な取組みを図ること。

緑資源幹線林道 「比和・新庄線」「大朝・鹿野線」「高尾・小坂線」の整備を推進すること

本県の中山間地域における森林整備の推進により森林の各種機能の維持発揮を図るとともに，林業など地域産業の振興を図る必要がある。

15 担い手を中心とした農林水産業の推進について

(農林水産省)
(中国四国農政局)

提案の要旨

国による関与・義務付けの廃止・縮小
担い手の経営を支える農業基盤整備事業の推進
森林の施業や経営の集約化・効率化の推進
持続的かつ安定的な水産業の確立に向けた施策の推進

現状及び課題

【現状】

国は地方分権の推進や農政改革の方向に添った補助金改革の一環として、事務手続きの大幅な軽減及び地域の取組みの自由度の拡大を目的として、補助金から交付金への切り替えを進めている。また、農地・水・環境保全国上対策など地域レベルで任意団体(協議会等)を設立のうえ、交付金を県を経由せずに団体へ直接交付するという施策が増えている。

本県は、県土の4分の3を超える区域が中山間地域で、小規模で分散した土地条件の中、気象と立地条件を生かした多種多様な特色ある農林水産業を支援してきたが、稲作を中心とした小規模零細で脆弱な生産構造からの脱却が進まず、農林水産業従事者の減少や高齢化、国際的な自由貿易の進展と産地競争の激化などにより、農林水産物生産の長期的な減退に歯止めがかからず、農林水産物の安定的供給体制が確立されていない状況にある。

また、中国山地を中心とした主要林業地域においても、木材価格の低迷による林業採算性の悪化などにより、森林所有者の経営意欲が低下し、木材生産ロットの確保など、経営の効率化が進まず、木材の安定供給等への影響が懸念されている。

本県海域においては、埋立てや水質等の悪化により、漁業生産の基盤となる藻場・干潟が影響を受けており、藻場の造成や漁場環境の創生を進めているが、依然として水産資源が減少、輸入水産物との競合による魚価の低下、漁業経営体数の減少や就業者の高齢化等により、水産物の安定供給が困難となることが懸念されている。

【課題】

交付金化により、事業間流用は可能となったものの地方の裁量は少なく、従来の補助金に比べ申請等の事務はむしろ複雑化している。また、担い手の育成をはじめとする農業の生産対策は地域において主体的・総合的に実施することが効果的であるにもかかわらず、国が直接関与する仕組みが続けられている。

過疎化・高齢化の進行や担い手が減少する状況において、これまでの稲作中心の小規模零細の個別経営から、効率的で安定的な「集落農場型農業生産法人」等の経営体による、野菜や果樹等収益性の高い作物や畜産の導入などの生産構造へ転換するため、集落法人設立の加速化、農業外企業の参入、新規就農者の確保・育成など、担い手を中心とする農林水産業の構造改革が課題となっている。

効率的で安定的な林業経営の確立には、林業生産の低コスト化と木材生産ロットの確保が重要であるが、小規模・分散型の所有形態が障害となっており、森林組合や中・大規模林家等の意欲の高い林家が、森林を一定のまとまりに団地化し、施業の集約化・効率化を進めることが課題となっている。

埋立てや水質等の悪化により、減少した藻場・干潟の回復は十分でなく、水産資源の保護培養機能は低い状況にあり、水産資源の持続的利用のため、漁場環境の保全創生や水産資源の維持・増大が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

-

【前年度提案結果】

- ・ 経営体育成基盤整備事業 (全国枠国費) 74,600 百万円 (対前年度比 93.2%)
- ・ 畑地帯総合整備事業 (全国枠国費) 35,033 百万円 (対前年度比 93.2%)
- ・ 中山間地域総合整備事業 (全国枠国費) 30,467 百万円 (対前年度比 80.1%)
- ・ 森林整備地域活動支援交付金 (全国枠国費) 7,453 百万円 (対前年度比 100.7%)
- ・ 漁場環境保全創造事業 (全国枠国費) 13,253 百万円 (対前年度比 392.1%)

16 子どもを生き育てやすい環境づくりの推進について

(厚生労働省, 財務省, 内閣府)

提案の要旨

次世代育成支援対策推進法に基づく, 総合的・計画的な少子化対策の推進
子どもと子育てにやさしい環境の整備
子育て家庭の経済的負担の軽減
仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備

現状及び課題

【現状】

子育ての当事者と次代の親となる若者が, 安心と自信を持って子どもを生き育てることができ、広島県づくりに向け、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画「未来に輝く子ども夢プラン」の着実な推進を図っている。また、平成18年度からは県内部の推進体制を強化するとともに、経済団体や企業等と一体となって子育て家庭を応援する仕組みづくりや、NPO等との協働の推進に取り組んでいる。

子育てに対する経済的負担は、少子化の一つの要因と考えられている。このため、国は児童手当の支給年齢の引き上げ、所得制限の緩和や支給額の引き上げによる制度の拡充を行っている。

しかし、平成18年4月の改正においては、制度の拡充と同時に、地方公共団体の負担割合が大幅に引き上げられたために、負担が急激に増大することとなった。

なお、県では、乳幼児医療費公費負担事業の対象年齢を就学前児まで拡大し(平成16年10月)、児童手当と連動した所得制限の緩和を行っている。

〔児童手当の制度改正〕

支給年齢の引き上げ 平成12年6月(3歳未満 義務教育就学前)
平成16年4月(義務教育就学前 小学校第3学年修了前)
平成18年4月(小学校第3学年修了前 小学校修了前)

所得制限の緩和 平成13年6月, 平成18年4月

支給額の引き上げ 平成19年4月(3歳未満の第1子・第2子 5,000円 10,000円)

仕事と子育ての両立の負担感が、少子化の要因の一つと考えられている。このため、企業においては、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての「一般事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策の取り組みが進められている。

【課題】

子育てサービスの大きな柱である保育サービスについては、実施主体である市町の財政状況が厳しく、また、国の各種補助制度の要件が地域特性を十分に反映していないことなどから、多様化する保育ニーズに応じたサービスが十分に整備されていない。

子育てには、行政のみならず、企業やNPO、地域社会など、すべての主体による支援が重要であり、このことに関する一層の啓発や、経済団体等の取り組み促進のための働きかけも必要である。

児童手当の拡充は、地方公共団体の財政負担を急激に増大させている。

次世代育成支援対策の実効性を高め、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を加速させるためには、次世代育成支援対策に取り組む企業の社会的認識を高めるとともに、積極的に取り組む企業に対する効果的な支援策が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成18年7月 全国知事会提案・要望 平成18年7月 中国地方知事会提案

【前年度提案結果】

平成19年2月に、すべての子どもとすべての家庭を世代を超えた国民皆で支援する社会づくりを目指して、政府に「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略会議が設置され、働き方の改革や既存の施策の点検・評価、子育て支援の財源論などについて検討されることとなった。

平成18年4月1日及び平成19年4月1日から次のとおり児童手当の制度改正が行われたが、地方公共団体の負担割合の引き上げ等により地方の負担は拡大している。

平成18年〔支給対象児童の年齢拡大(小学校第3学年修了前 小学校修了前)、受給者の所得制限額の引き上げ〕

平成19年〔支給額の引き上げ(3歳未満の第1子・第2子 5,000円 10,000円)〕

提案の内容

子どもと子育てにやさしい環境を整備すること

- ア 地域の実情に応じた多様な子育てサービスの充実を図るため、保育所運営や特別保育事業等の十分な財源を確保し、一般財源化と併せて、設置基準等の見直しや規制緩和を促進すること。
- イ 子育て中の保護者が気軽にリフレッシュしたり、スキルアップを図ることができる子育てにやさしい環境づくりに向け、地域貢献として企業等が主体的に取り組むことについて、経済団体等へ働きかけを行うこと。

子育て家庭の経済的負担を軽減すること

子育て家庭を経済的に支援するため、税制や年金制度の見直しを含めて社会保障制度の全般にわたる抜本的な対策を構築すること。

なお、税制については、フランスのN分N乗方式など海外の例も参考に、子どもの多い家庭に対する所得税の減税措置など、抜本の見直しを進めること。

また、子育てに対する大きな負担となっている教育費について、実効性ある負担軽減策を検討すること。

当面の対策として、次の対策を講じること。

- ア 児童手当に係る制度拡充に当たっては、地方に新たな負担を生じさせないこと。
- イ 乳幼児医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業を国の事業として実施すること。
- ウ 保育料について、低所得者層をはじめ利用者負担が過大とならないよう保育料基準の見直しを行うこと。

仕事と家庭の両立に向けた職場環境を整備すること

一般事業主行動計画の策定企業名や取組内容を公表するなど、実効性のある次世代育成支援対策が推進できるよう法的整備を進めること。

行動計画策定企業名及び取組内容の公表

行動計画の計画期間内における中間実施状況の確認

一般事業主行動計画の策定義務対象事業主の拡大

17 地域医療体制の重点的整備について

(厚生労働省, 文部科学省)

提案の要旨

特に不足が著しい産科・小児科医師の確保対策への支援
 看護職員の偏在の是正及び離職防止対策の充実強化
 へき地医療確保のための誘導策の強化
 救急医療体制の整備
 地域における医療拠点施設の体制整備

現状及び課題

【現 状】

○ 医師不足による地域医療体制の危機

初期臨床研修義務化を契機に、特に、産科・小児科といった専門診療科や救急・へき地医療を支える医師の不足が顕著となり、地域医療体制の確保が困難な状況となっている。

○ 地域における医療拠点施設の体制整備

地域における各種医療拠点施設については、指定要件が全国一律に定められ、円滑な指定の妨げとなっているものがある。本県では、がん診療連携拠点病院については、平成18年8月に10ヶ所の指定を受け、がん医療水準の均てん化や質の高いがん医療が提供できる体制の整備に向けた取組みを行っている。

【課 題】

特に不足が著しい産科・小児科医師の確保対策への支援

産科・小児科の医師数は絶対的に不足しており、集約化・重点化の取組みとともに、早急な養成・育成が必要である。また、両科を専門とする医師には女性が多く、出産・育児のための支援など就労環境の整備が必要である。

広島県における産科及び小児科の医療機関数及び医師数の推移

区 分		H10	H12	H14	H16
産科	医療機関数	191 (1.00)	179 (0.94)	168 (0.88)	163 (0.85)
	医師数	279 (1.00)	271 (0.97)	253 (0.91)	246 (0.88)
小児科	医療機関数	665 (1.00)	645 (0.97)	648 (0.97)	637 (0.96)
	医師数	330 (1.00)	341 (1.03)	345 (1.05)	349 (1.06)

注:()は
H10を1.00
とした時の
各年の割合

看護職員の偏在の是正及び離職防止対策の充実強化

大病院を中心にした看護師等の偏在を是正する必要がある。また、看護師等が長く働き続けられるよう労働環境を整備し離職防止を図ることで、看護師等の確保を行う必要がある。

へき地医療確保のための誘導策の強化

都市部での勤務を志向する医師が多く、へき地医療を支える拠点病院の医師確保が益々困難となっており、安定的に医師を供給できる仕組みを構築する必要がある。

広島県の無医地区数56地区(全国2位)

救急医療体制の整備

夜間における軽症救急患者の増加や救急担当医師の確保が困難なことなどから、病院群輪番制を辞退する病院が増えるなどの現象が生じており、救急医療体制の維持が必要である。

年 度	H18	H19
病院群輪番制病院の数	64	61

地域における医療拠点施設の体制整備

がん診療連携拠点病院などの地域における各種医療拠点施設については、地域の実情に応じた指定が可能となるよう指定要件の見直しが必要である。がん診療連携拠点病院については、原則として、各二次医療圏ごとに1ヶ所程度整備することとされているが、地域の実情に応じ、複数の指定も可能とするなど見直しが必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 5 月 全国衛生部長会 要望
平成 18 年 7 月 中国地方知事会 提案
平成 18 年 7 月 全国知事会 提案・要望

【前年度提案結果】

医師確保対策については、一部の大学医学部や自治医科大学の定員増の措置が行われたが、抜本的な対策には到っていない。

提案の内容

特に不足が著しい産科・小児科医師の養成・確保対策への支援

ア 医師の養成・育成

医学部に他診療科医師を産科医・小児科医として養成するためのコースを新設するなど、産科医・小児科医を大幅に増員する抜本的な対策を早急に講じること。
また、産科・小児科医療の重要性・必要性を認識させるなど、医学教育における配慮を行うこと。

イ 診療報酬の見直しによる誘導

産科・小児科医師を確保するため、診療報酬を引き上げること。

ウ 女性医師に対する就業支援

女性医師が仕事と出産や育児を両立できるよう、就業環境の整備に努めること。

看護職員の偏在の是正及び離職防止対策の充実強化

ア 看護職員の偏在の是正

中山間地域の医療機関や中小病院においても、看護師等の必要な人材が確保できるよう、診療報酬上の配慮を行うこと。

イ 離職防止対策の充実強化

看護師等が仕事と出産や育児を両立できるよう、院内保育の更なる拡充と保育の質の向上を図るための十分な財源措置を行うこと。

へき地医療確保のための誘導策の強化

医療機関管理者となる要件に、へき地等の地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を付加することなどを検討すること。

救急医療体制の整備

ア 適正利用の促進

救急医療機関の適正な利用が図られるよう普及啓発に努めること。

イ 財源措置

救急医療及び救急搬送体制に対する財源措置や診療報酬上の配慮を行うこと。

ウ 人材の確保・資質の向上

多様な救急患者に対応するため、幅広い知識と技術を有する救急担当医師等の計画的な養成・確保や資質の向上を総合的に推進すること。

地域における医療拠点施設の体制整備

がん診療連携拠点病院などの地域における各種医療拠点施設については、指定要件を全国一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて指定できるよう見直しをすること。

がん診療連携拠点病院においては、原則として各二次医療圏ごとに1ヶ所程度整備することとされているが、地域の実情に応じて単一医療圏に複数設置することも可能とし、また、病院間の機能分担や連携促進の観点から、複数の病院の連携により要件を充たす場合には、当該複数の病院が、それぞれ拠点病院として指定されるよう指定要件の見直しをすること。

18 メディカルコントロール体制の推進について

(総務省, 厚生労働省)

提案の要旨

救急救命士の教育・研修体制の整備

現状及び課題

【現 状】

県民の救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させる体制(メディカルコントロール体制)の整備を推進している。

県ではメディカルコントロール体制を構築するため、平成15年4月、県、消防機関、県医師会等が連携して「広島県メディカルコントロール協議会」を設置した。

また、県内7つの二次保健医療圏ごとに、地域の関係機関で構成する「圏域メディカルコントロール協議会」を設置し、地域における実質的な圏域メディカルコントロール体制の整備を図っている。

平成15年度から、救急救命士の技能向上を目的とした講習(二次救命処置講習、外傷現場活動講習)を消防学校で実施している。

平成16年7月1日から気管挿管及び平成18年4月1日から薬剤投与の実施が可能となったため、追加講習と一定の基準を満たす医療機関での病院実習に取り組んでいる。

【課 題】

メディカルコントロール体制の推進が、救急救命士の業務拡大を行っていく上での前提であり、メディカルコントロール体制の一つとして、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

平成18年8月末現在、気管挿管病院実習の受入基準を満たす23の医療機関のうち、18の病院で受入が行われており、このうち独立行政法人国立病院機構においては、3病院中、平成17年度に1病院、平成18年度に入り1病院の計2病院の受入が開始されたが、受入人員の拡大等に向けて、国の受入体制整備の支援や患者及び病院実習受入医療機関の理解と協力体制を早急に図る必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

- | | |
|-----------|---|
| 平成15年4月 | 広島県メディカルコントロール協議会設置 |
| 平成15年5月～ | メディカルコントロール担当医師養成に係る事業実施
(担当医師講習会, 検証医師同乗実習事業) |
| 平成15年6月～ | 救急救命士再教育(二次救命処置講習, 外傷現場活動講習)を年
各2回消防学校で実施 |
| 平成16年3月～ | 気管挿管実施可能な救急救命士を養成するため、気管挿管追加講
習を消防学校で実施 |
| 平成16年7月～ | 気管挿管病院実習が開始され、これまでに気管挿管実施可能な救
急救命士が71名誕生(平成19年2月末現在) |
| 平成17年11月～ | 薬剤投与実施可能な救急救命士を養成するため、薬剤投与講習を
(財)救急振興財団等で実施 |
| 平成17年12月～ | 薬剤投与病院実習が開始され、これまでに薬剤投与可能な救急救
命士が75名誕生(平成19年2月末現在) |

【前年度提案結果】

小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の確保(全国枠国費)
8,948百万円(対前年度比102.0%)

うち医療提供体制推進事業費補助金

・救急救命士病院実習受入促進事業(全国枠国費) 54,210千円

提案の内容

救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）に伴う再教育体制の整備

救急救命士の業務に対する国民の理解を促進し、救命効果のさらなる向上を図るための救急救命士の病院実習について、患者や医療機関の理解と協力体制の確立を図ること。

気管挿管実習の患者の理解を促進するため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

救急救命士の実習受入を促進するため、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

提案の要旨

県単独福祉医療費公費負担制度実施に伴う国庫負担金減額制度の廃止
国要綱に基づく県実施事業に係る国庫補助金の確保
国から県への事業委託（補助）に係る必要経費（人件費等）の確保
法定受託事務である事務監督等に係る必要な経費（人件費）の確保

現状及び課題

福祉医療費公費負担制度（老人，ひとり親家庭等，乳幼児，重度心身障害者）の実施が国民健康保険の医療費の増額に波及しているとして，国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置が全国的に行われている。

（平成17年度：影響額 本来国庫負担金見込額 336 億円の 2.1%に当たる約 7 億 3 百万円）

特定疾患治療研究事業については，国庫補助金交付要綱に基づく国の所要額が措置されていない。また，政令指定都市及び中核市が実施主体になっていない。

区 分	実施主体及び負担割合	平成18年度		
		国交付率	県負担率	県超過負担額
特定疾患	国（50%），県（50%）	29.7 %	70.3 %	約 3 億 5,000 万円

スモン及び事務費を除く。

国の責任において実施されるべき事業である毒ガス障害者援護事業，被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は，国から県への委託契約により実施しているが，事業費に見合う十分な財源（人件費等）が措置されず，県に負担を強いている。

生活保護法第 23 条等による生活保護事務に係る事務監督等の事務は，法定受託事務で国の指示に基づいて実施しているが，実施に見合う十分な財源（人件費）が措置されず，県に負担を強いている。

（参考）平成 16～18 年度：実従事職員 8 名，経費算定職員 6 名

これまでの取組状況及び前年度提案結果**【取組状況】**

平成 18 年 7 月 全国知事会提案・要望

【前年度提案結果】

いずれも措置されていない。

提案の内容

福祉医療費公費負担制度は、社会的な弱者及び将来を担う乳幼児の健康管理を推進するために実施しているものであり、国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置は、直ちに廃止すること

特定疾患治療研究事業に係る都道府県の超過負担を解消すること

また、小児慢性特定疾患治療研究事業と同様、政令指定都市及び中核市を実施主体とすること

毒ガス障害者援護事業、被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は、国の責任において実施されるべきものであり、早急に法制化を行うとともに実施に見合う財源を措置すること

生活保護法に基づく事務監督等に関する事務は、法定受託事務であり、事務の実施に見合う財源を措置すること

20 地域ケア体制の整備等の推進について

(厚生労働省)

提案の要旨

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

地域包括支援センターの充実強化

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

現状及び課題

【現 状】

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定)に沿って、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立したところである。この大綱を踏まえ、生活習慣病予防の徹底、平均在院日数の短縮など、医療費適正化の総合的な推進のため、都道府県医療費適正化計画の策定や医療保険者による保健事業の義務化、療養病床の再編成など、本格的な取組が展開されることとなった。

療養病床の再編成にあっては、療養病床の入院患者の受け皿づくりを含め、将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備を促進するため、都道府県において「地域ケア体制整備構想」を策定することとされた。

介護保険制度の持続可能性などを視点とした改正介護保険法が、平成18年4月1日に施行され、「予防重視型システム」や「地域包括ケア」の中核的役割を担う機関として、地域包括支援センターが設置された。

生活習慣病予防対策については、今回の医療制度改革において、各医療保険者に対し、平成20年度から、特定健康診査・特定保健指導を実施することが義務づけられた。

【課 題】

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

療養病床の入院患者が行き場を失うことがないように、患者の状態に応じた介護保険施設等への円滑な転換を行う必要がある。

また、介護保険施設等への転換に伴う介護保険財政への影響に配慮する必要がある。

地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センターは、「予防重視型システム」や「地域包括ケア」の中核的役割を担うことになっているが、介護予防プラン作成業務が過大となっていることや運営に要する経費などに対する財政措置が十分でないことにより、その機能が十分発揮できる状況になっていない。このため、地域包括支援センターの本来機能の確保が課題である。

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

平成20年度からの医療保険者への実施義務づけに伴い、保健師・栄養士等の確保及び新たなシステム改修・整備、計画策定等の費用負担への対応が必要となる。

また、被扶養者に対する健診等提供システムの整備及び特定健診・特定保健指導実施機関の確保等、新たな事業を円滑に実施するための体制整備が求められている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成18年12月	十三大都道府県国民健康保険主管課長会要望(特定健康診査・特定保健指導)
平成18年7月	全国知事会提案・要望
平成18年7月	中国地方知事会提案
平成18年7月	全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会要望

【前年度提案結果】

介護療養病床の廃止(平成23年度末)等に伴い、各都道府県が「地域ケア体制整備構想」を策定することを踏まえ、地域介護・福祉空間整備等交付金において、介護療養病床の転換に係る地域ケア体制の計画的な整備を支援する予算が措置された。

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

- ア 療養病床の入院患者やその家族，医療機関に不安や混乱が生じないように，必要な情報の迅速な提供を行うこと。特に，入院患者の状態に応じた受け皿として特別養護老人ホームや老人保健施設が機能するように，特別養護老人ホームや老人保健施設の基本的在り方及び医療提供の在り方を見直すとともに，運営基準や報酬体系を早急かつ具体的に提示すること。
- イ 利用者の視点から，地域において切れ目のない医療，介護を提供するため，在宅医療基盤や介護サービス基盤の整備に必要な人材が確保されるよう，研修の充実や報酬体系の見直しを行うこと。
- ウ 療養病床が多数所在する市町において，介護保険施設等への転換が介護保険の被保険者や市町の過大な負担にならないよう，財政調整交付金等による財源措置を講じること。
- エ 医療保険適用の療養病床を他の施設に転換する場合についても，介護保険適用の療養病床の転換の場合と同様の助成制度とするとともに，必要な財源を措置すること。

地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センターは介護保険と介護予防，各種相談や生活支援等の高齢者福祉施策を統括する中核機関としての役割を担っているが，その総合的な機能が十分発揮できるよう，介護報酬の見直しも含めて，運営に十分な財源措置を講じるとともに，引き続き，その機能の確保方策や業務のあり方等について検討を行うこと。

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

特定健康診査・特定保健指導の実施に当たっては，加入者の負担増が危惧されるため，負担軽減策を講じること。また，実施体制については，医療保険者及び地方公共団体の意見を十分に踏まえた現実的な制度設計を行い，実施体制の整備が円滑に行えるよう必要な財源措置をすること。

【 特定健康診査・特定保健指導の事業概要 】

根 拠 ：高齢者の医療の確保に関する法律

健診対象者：40歳～75歳未満の医療保険加入者

市町国保等医療保険者は，19年度中に特定健康診査等実施計画を策定し，実施体制を整備する必要がある。健診，保健指導の内容は，国が示す「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿って行う。

2 1 障害保健福祉施策の充実について

(厚生労働省)

提案の要旨

障害福祉サービスの利用状況の実態把握
障害福祉計画の実現に向けた十分な財源確保
制度の安定的な運営に向けた更なる改善策への取組
障害者の就労促進に向けた施策の充実

現状及び課題

【現 状】

平成18年10月1日に障害者自立支援法が本格施行された。この法律は、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、共通の制度の下で、新たなサービスを提供することなど、障害保健福祉施策を抜本的に改革するものである。

- H18.4 施行 「自立支援医療」（公費負担医療の統合）
利用者負担の見直し（原則1割の定率負担、実費負担の導入、低所得者に対する各種配慮措置）
「障害福祉サービス」の新支給決定手続きの実施
国・県の費用負担の義務化
- H18.10 施行 障害福祉サービスの新体系への移行（H24.3までの経過措置あり）
地域生活支援事業の実施
「障害福祉計画」（県・市町村）の策定

県では、障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に即して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう、「広島県障害福祉計画」を18年度に策定したところである。

一方で、今回の制度改正については、障害者やその家族及びサービス事業者などから、その改善を求める要望が多数寄せられたことから、本県としても、制度の改善に向けた緊急要望を行うとともに、中国地方知事会、全国知事会とも連携を図りながら、障害福祉サービスの制度改善に関する要望活動を行ったところである。

このため、国においても、こうした様々な意見を踏まえ、昨年12月に障害者自立支援法の円滑な運営を図るための改善策として、障害者自立支援法円滑施行特別対策を講じたところである。

【課 題】

障害福祉サービスの利用状況の実態把握
障害福祉計画の実現に向けた十分な財源確保
制度の安定的な運営に向けた更なる改善策への取組
障害者の就労促進に向けた施策の充実

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

- 平成18年10月 障害福祉サービスの制度改正に関する県緊急要望
平成18年11月 中国地方知事会緊急提案
平成18年12月 全国知事会緊急提案

【前年度提案結果】

国においては、平成18年12月に障害者自立支援法の円滑な運営のための新たな改善策として、「障害者自立支援法円滑施行特別対策」を実施（ただし、平成20年度までの時限措置）

- 利用者負担の更なる軽減 【240億円（19、20年度当初予算）】
事業者に対する激変緩和措置 【300億円（18年度補正予算）】
新法への移行等のための緊急的な経過措置 【660億円（18年度補正予算）】
、 を実施するため、県では基金を造成

提案の内容

障害福祉サービスの利用状況に関する実態把握に努めること

本年4月より、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などの特別対策が本格実施されたところである。本県としても、この度の対策が、利用者負担の増加を理由とする障害福祉サービスの利用抑制や事業者の経営不安を解消するものとなっているか実態調査を実施する予定であるが、国においても、全国的な調査を実施し、特別対策の効果を検証すること。

障害福祉計画の実現に向けて十分な財源措置を講じること

平成18年度に策定した市町及び県障害福祉計画で定める障害福祉サービス等の目標達成に向けて、事業者による新サービス体系に対応した施設・設備整備に対し、十分な財源措置を講じること。特に、障害者が地域で自立した日常生活を営む上で、居住の場の確保が不可欠なことから、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームの新設に対する促進策を講ずること。

制度の安定的な運営に向けて更なる改善策への取組みを行うこと

障害者自立支援法は、施行後3年を目途として見直しを行うこととされているが、その際、障害者の所得の確保に係る施策や、利用者負担、事業者の報酬のあり方など、障害者の実態に即した必要な改善を行うとともに、制度設計に当たっては、自治体や障害者団体、事業者団体の意見を十分反映すること。

障害者の就労促進に向けた施策の充実

国の基本指針に即して、県障害福祉計画においては、福祉施設から一般就労へ移行する者が現在の4倍となることを目標としている。この目標が達成されるよう、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用事業、職場適応援助者支援事業や障害者就業・生活支援センター事業など、就労関係事業の一層の拡充を図ること。

(参考) 障害福祉サービス等の充実(県障害福祉計画から主なサービスの目標量を抜粋)

サービス種別	19年度	20年度	23年度
訪問系サービス(居宅介護、行動援護等) [時間分]	90,570	109,891	145,239
自立訓練(機能訓練) [人日分]	1,367	3,146	4,296
自立訓練(生活訓練) [人日分]	4,747	7,661	12,080
就労移行支援 [人日分]	8,238	10,657	15,864
就労継続支援A型 [人日分]	3,165	4,796	11,300
共同生活援助・共同生活介護 [人分]	789	938	1,405

見込量は1か月分

(参考) 福祉施設利用者の一般就労への移行の推進(県障害福祉計画から抜粋)

項目	数値	内容
平成17年度の年間一般就労移行者数	(現況) 42人	平成17年度において福祉施設を退所、一般就労した者の数
平成23年度の年間一般就労移行者数	(目標) 170人	平成23年度において福祉施設を退所、一般就労する者の数

2 2 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化について

(厚生労働省)

提案の要旨

甲意事業の充実強化
保健医療福祉事業の充実
在外被爆者の援護の推進
被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進
放射線被曝(爆)者医療国際協力の推進

現状及び課題

【現 状】

被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に悩まされている。

原子爆弾被爆者は、高齢化が一段と進む中で、ひとり暮らしが増加し、寝たきりなど介護を受けている割合が一般に比べ高い。

【課 題】

原爆被爆者に係る保健医療福祉事業は、逐次充実が図られてきたが、これらの事業に対する財政的支援及び制度的整備が不十分である。

在外被爆者の援護については、本来、国が直接の実施主体となって行われるべきものである。在外被爆者は、高齢化や疾病等により、渡日できない者が今後ますます増加することが確実な状況にある。このため、在外被爆者の実態に即した援護措置が円滑に実施できるよう、国の主体的取組により早急に制度の改善を図る必要がある。

原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための被災調査が不十分である。

被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響が解明されていない。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 7 月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協議会)で要望
平成 18 年 7 月	中国地方知事会提案
平成 18 年 8 月	厚生労働大臣に要望

【前年度提案結果】

原爆被爆者対策費(全国枠国費) 153,600 百万円(対前年度比 98.1%)

南米 5 か国の保健医療助成事業について、医療保険未加入者に対して、医療費の助成を認める制度改正がなされた。

提案の内容

国の責任による被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策の充実等

弔意事業を充実強化すること

原爆死没者追悼平和祈念館における関係資料の収集等運営の充実

保健医療福祉事業を充実すること

- ア 被爆者に対する諸手当支給制度等の拡充強化
広島県が独自に実施している各種援護事業に対する助成措置等
- イ 在宅被爆者等援護対策の拡充強化
訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃及び介護保険利用助成に係る地方負担の改善
- ウ 被爆者健康診断内容等の充実強化
(ア) 健康診断内容の充実
(イ) 健康診断費の改善
- エ 被爆者関係施設の整備充実
原爆病院，原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- オ 医療及び介護保険における地方負担の改善等
(ア) 老人保健法による地方公共団体の負担解消
(イ) 介護保険法による保険者等の財政負担に対する配慮

在外被爆者の援護を推進すること

- ア 在外被爆者が居住する国において実情に即した援護が受けられる制度の改善
- イ 渡日しなくても被爆者健康手帳の申請が行えるようにすること
- ウ 国の責任で、国が直接事業を実施する体制の整備

被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- ア 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための被災調査の促進
- イ 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響についての調査研究の更なる促進
- ウ 放射線影響研究所の早期移転

放射線被曝（爆）者医療国際協力を推進すること

放射線被曝者医療国際協力事業への助成措置等

被爆者数及び平均年齢（平成 17 年度末現在）

区 分	被爆者数	平均年齢
広 島 県 (広島市を除く)	37,381 人	76.3 歳
広 島 市	80,509 人	73.5 歳
県 全 体	117,890 人	74.4 歳

2 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化について

(厚生労働省, 財務省)

提案の要旨

毒ガス障害者に対する援護措置の法制化
医療給付における疾病制限の緩和
毒ガス障害者に対する県単独事業の国庫事業化
健康管理手当の支給認定期間の上限撤廃

現状及び課題

【現 状】

旧陸軍造兵廠忠海製造所及び旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠で毒ガス製造等に従事した者の多くは、毒ガスの影響による呼吸器障害等に悩まされている。

動員学徒などの民間毒ガス障害者に対する特別手当等の支給制度が、平成 13 年度から創設され、毒ガス障害者援護制度の財務（軍属）・厚生労働（民間人）両省の格差は、大幅に是正された。

【課 題】

毒ガス障害者援護制度は、国の要綱で実施されているが、この制度は、本来、国の責任において実施されるべきであり、根拠となる法律の制定が必要である。

動員学徒など民間人の援護制度は、国と県との委託契約に基づいて、全国の障害者を対象に実施しているが、実施に必要な財源（人件費等）は十分に措置されていない。

医療給付は、原爆被爆者対策と比較して、対象疾病が制限されている。

毒ガス障害者からの要望を受け県独自で通院交通費などの支給を実施している。

原爆被爆者の健康管理手当の支給認定期間が、平成 15 年 8 月から大部分の者に対して、上限なしと改正されたが、毒ガス障害者については上限が残っている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 5 月 大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会で要望

平成 18 年 10 月 同 上

【前年度提案結果】

毒ガス障害者対策費（全国枠国費） 1,000 百万円（対前年度比 100.0%）

提案の内容

毒ガス障害者に対する援護措置を法制化すること

毒ガス障害者援護制度の充実強化に向けた法制度の創設及び財源の確保

医療給付における疾病制限を緩和すること

医療給付対象疾病（慢性呼吸器疾患等7疾患群）の大幅な緩和

毒ガス障害者に対する援護事業を国庫事業化すること

県単独事業の通院交通費，死亡弔慰金等の支給事業の国庫事業化

毒ガス障害者に対する健康管理手当の支給認定期間の上限（現行5年）を撤廃すること

2 4 地球温暖化の防止について

(経済産業省, 環境省, 農林水産省, 国土交通省)

提案の要旨

省エネルギー対策の推進
新エネルギーの開発と普及促進
森林吸収源対策等の推進
都市緑化等による二酸化炭素吸収源対策の推進
県の取組みに対する積極的な財源の確保

現状及び課題

【現 状】

地域からの脱温暖化社会を実現するため、「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づき、日常生活や事業活動から排出されるCO₂削減に向けた地球温暖化対策地域協議会の設立・運営支援や普及啓発活動を進めている。

化石燃料に代わる新エネルギーの導入を促進するため、「広島県地域新エネルギービジョン」に基づき、水素関連技術の普及や可燃性廃棄物のエネルギー利用システムについて調査・検討を行うなど、積極的な対策を推進している。

森林吸収源対策として、効率的・効果的な整備に取り組んでいるが、林業を巡る厳しい状況の中、管理不十分な森林が依然として存在し、また、森林整備法人等の公的機関が整備・管理する育成途上の森林についても、適切な森林整備が推進し難い状況にある。このため、平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、これを財源とした森林整備事業などを進めることとしている。

都市部の地球温暖化防止対策としては、国土交通省所管事業により、公園緑地の整備、緑地の保全、緑化の推進を実施している。

【課 題】

平成16年度の温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度となる平成2年度と比較して、国が8.0%増加、県が15.4%とそれぞれ増加しており、温室効果ガスの削減につながる実効性ある施策展開が求められている。

京都議定書の削減目標6%の達成には、「森林吸収源対策」(3.8%)の達成が不可欠であり、国の「森林吸収源10カ年対策」に対応した効率的・効果的な森林整備の着実な推進が必要である。また、自治体のみによる森林の整備・管理には限界があることから、公有林も含めた森林整備全体に対する安定的な財源確保策が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成16年3月	広島県地球温暖化防止地域計画の策定
平成17年3月	広島県地球温暖化対策実行計画の改定(第2期計画)
平成19年3月末	地球温暖化対策地域協議会の設置(12地域)
平成17年3月	広島県地域新エネルギービジョンの策定
平成14年6月	地球温暖化防止に貢献する森林県連合から共同アピール
平成14年7月	地球温暖化防止に貢献する森林県連合から緊急政策提案
平成17年4月	平成17年度都道府県主務部長政策提案会(森林吸収源対策の着実な推進について)

【前年度提案結果】

石油特別会計におけるCO ₂ 排出抑制対策	33,662百万円(対前年度比141.4%)
森林整備事業(民有林)(全国枠国費)	61,971百万円(対前年度比90.0%)
都市公園事業(全国枠国費)	115,718百万円(対前年度比94.9%)
うち(国土交通省)地球温暖化防止対策(全国枠国費)	17,000百万円(対前年度比88.0%)

提案の内容

地球温暖化防止対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、次の措置を講じること

省エネルギー対策の推進を図ること

ア 京都議定書が昨年2月に発効し、地球温暖化対策推進法に基づく「京都議定書目標達成計画」を着実に推進するため、実効性の高い施策の展開を図ること。

イ CO₂排出量の伸び率が高い民生部門や運輸部門の対策として、温暖化対策推進法に基づいて指定した地球温暖化防止活動推進センターの機能強化や地域の取組に対する支援強化を図るための制度の拡充を行うこと。

新エネルギーの開発とその普及啓発を図ること

新エネルギーに係る新技術の開発や普及促進のための設備導入に対する支援対象の拡大や優遇税制措置を行うなど、国の支援施策の一層の充実・強化を図ること。

森林吸収源対策等の推進を図ること

京都議定書で合意された森林経営による上限値程度の吸収量が確保できるよう、「森林吸収源10カ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステム構築に向けた積極的な取組みを図ること。

都市緑化等による二酸化炭素の吸収源対策の推進を図ること

都市緑化等の推進が、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収源の拡大による地球温暖化防止対策に資することから、河川・道路等と一体となった緑地や都市の緑化について、重点的な推進に向けた積極的な取組みを図ること。

県の取組みに対する積極的な財源の確保

地方公共団体が地域の実情等に応じて実施する省エネルギー・新エネルギー対策による温室効果ガスの削減対策や、森林整備などによる吸収源対策の充実・強化が図れるよう必要な財源の移譲を行うとともに、現在、国で検討されている環境税の導入に当たっても、税収の一部を地方公共団体の財源として充当すること。

2 5 瀬戸内海的环境保全と自然環境・生物多様性の保全について

(国土交通省，農林水産省，環境省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

瀬戸内海環境保全基本計画の積極的な推進
瀬戸内海の再生のための新たな法整備
国立・国定公園施設の整備促進
自然再生の推進
野生生物の適切な保護・管理
特定外来生物の防除の推進

現状及び課題

【現 状】

瀬戸内海的环境保全対策を推進してきたが、水質の改善は十分でなく、また、藻場・干潟・自然海岸などの貴重な自然環境が失われ続けており、これらの諸課題に対応するため、瀬戸内海環境保全基本計画が大幅に変更されたところである。

瀬戸内海の水質改善が十分でないことに加えて、漁獲量の減少、赤潮の発生等が続いており、瀬戸内海の再生や生産性の向上に向けた施策が求められている。

県内には、瀬戸内海国立公園、西中国山地及び比婆道後帝釈国定公園、山野峡県立自然公園など6か所の県立自然公園が指定されている。これらの自然公園等施設については、豊かな自然とふれあう場として、県民をはじめとする年間800万人を超える多くの利用・交流が行われているところであるが、一部には老朽化および安全対策の必要な施設がある。

また、地域の自然特性を活かした環境学習施設としてのニーズも高まっており、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に制定されたところである。

瀬戸内海国立公園宮島は、厳島神社の神域として古くから自然が守られてきたが、度重なる台風被害などにより貴重な植物（シバナ・ヒトモトススキ）や昆虫（ミヤジマトンボ）の生息環境である砂浜・汽水沼・河川の自然が破壊されており、早急な対策が必要となっている。

シカ、イノシシなど一部の野生鳥獣について、生息状況等の変化に伴い、生態系への悪影響が懸念されるとともに、農林水産業被害などの問題が生じている。

自然環境の再生や野生生物の適切な保護管理を進めているほか、平成17年6月1日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行された。

しかしながら、特定外来生物の分布状況等の把握が不十分であるとともに、一部の指定種を除いては、効果的防除法や組織的な防除体制が確立されていない。

このため、県南西部で深刻な生活被害等を生じているアルゼンチンアリについて、効果的かつ円滑な対策が講じられるよう、広島県、山口県の2県、2町で構成する広域行政協議会（国及び関係4市町がオブザーバーとして参画）を平成19年3月に設置し、アリの分布や被害の実態把握を目的とした調査を実施している。

【課 題】

瀬戸内海的环境を健全な状態で次の世代に継承していくため、継続的な水環境等の把握や、水質の改善、魚介類の産卵・育成機能等を有する藻場、干潟など海域の保全・再生等を進める必要がある。

現状では、個別法の枠を越えた総合管理の法的枠組みがなく、瀬戸内海地域固有の法規制によって、実効ある環境保全・修復や低未利用地の有効活用等を図ることが困難である。

国立公園等における老朽化した施設を再整備するとともに、利用者の安全を図る対策を実施し、地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設整備を計画的に促進する必要がある。

台風被害等により失われつつある貴重な生態系など、自然再生を積極的に進めていく必要がある。

有害鳥獣の捕獲を行う狩猟免許取得者が減少傾向にあるため、狩猟に関する規制緩和が必要である。

特定外来生物の分布や被害状況の把握を行うとともに、効果的防除方法や分布拡大防止策の確立、防除体制の整備・支援が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

瀬戸内海環境保全基本計画の推進及び水質改善に向けた取組み

- 平成 13 年 3 月 広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン策定
- 平成 14 年 7 月 「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」の変更
- 平成 15 年 5 月 「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に基づく行動指針」の策定
- 平成 18 年 11 月 水質総量削減計画について広島県環境審議会へ諮問
- 平成 19 年 2 月 水質総量削減計画について広島県環境審議会から答申

総合的な瀬戸内海の振興対策と新たな法整備

- 平成 12 年度 中四国サミット等を通じた関係県への働きかけ，フォーラムの開催
- 平成 13 年度 国土交通省の「瀬戸内海地域の総合整備のあり方調査」を受託
- 平成 14・15 年度 国土交通省「瀬戸内海沿岸域の総合管理の在り方調査」実施
- 平成 16 年 8 月 瀬戸内海交流圏研究会が「瀬戸内海創生構想」策定
- 平成 16 年 8 月 瀬戸内海環境保全知事・市長会議において，「瀬戸内海の生物多様性を回復し水産資源等の豊かな海として再生するための法整備」を関係省庁へ要望
- 平成 17 年 3 月 構想推進組織（「瀬戸内海創生構想推進検討会議」）の設置
- 平成 17 年度 国土交通省国土施策創発調査（地域施策創発調査）実施
- 平成 19 年 2 月 瀬戸内海環境保全のための法整備に向けた署名活動の展開

自然公園等整備事業

- 平成 18 年度 三段峡他 5 か所で実施

自然再生関係

- 平成 15 年 1 月 「自然再生推進法」施行
- 平成 17 年 4 月 国の三位一体改革により国立公園の管理・整備は国直轄とされる。

狩猟法関係

- 平成 18 年度 法改正により「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分離

外来生物関係

- 平成 18 年度 アレ`ソ`アリ対策調査の実施（アレ`ソ`アリ対策広域行政協議会）

【前年度提案結果】

閉鎖性海域対策費	（全国枠国費）	339 百万円（対前年度比 105.0%）
漁場環境保全創造事業	（全国枠国費）	13,253 百万円（対前年度比 392.1%）
自然公園等事業費	（全国枠国費）	11,767 百万円（対前年度比 96.8%）
特定外来生物防除等推進事業	（全国枠国費）	350 百万円（対前年度比 100.0%）

提案の内容

瀬戸内海環境保全基本計画に盛り込まれた施策を積極的に推進すること

- ア 水質汚濁防止対策の推進
下水道等污水处理施設の整備の促進等
- イ 水質浄化や生物多様性の確保，水産資源増殖等の観点から重要な藻場・干潟の整備等の推進
- ウ 環境保全・修復のための調査研究・技術開発の推進
 - ・藻場・干潟の保全・修復技術等環境改善に関する技術開発
 - ・生態系を保全するための継続的な環境モニタリングの実施等
- エ 環境技術の普及促進
 - ・環境技術の実証システムの確立による普及促進
 - ・閉鎖性水域の浄化技術など対象分野の拡大による事業の拡充・強化
- オ 環境保全施策の推進における住民参加の拡大等に対する支援

瀬戸内海沿岸域の総合的な管理を通じて，環境と融合した多面的利用を促進するため，例えば，「瀬戸内海地域の総合的な管理と適正な利用に関する法律(仮称)」といった新しい法律の制定や，沿岸域の多面的利用，産業振興策などの調査の実施，国家プロジェクトとしての取組みを推進すること

国立・国定公園施設の整備促進を図ること

公園施設の利活用を促進するため，老朽化した施設の再整備や安全対策，地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進するとともに，財源の確保を図ること。

自然環境の再生を図ること

損なわれた生態系や自然環境の保全，再生，創出等を行う自然再生を積極的に推進するため，事業実施地区の拡大や自然再生手法の確立などを行うこと。

対象地域	自然再生の概要
瀬戸内海国立公園 宮島 事業主体：環境省【新規】	貴重な汽水沼，海岸，河口を再生 ミヤジマトンボ(絶滅危惧種；宮島だけに生息)等の生息地を保全

野生生物の適切な保護・管理を図ること

野生生物の個体数管理に重要な役割を果たしている狩猟について，捕獲の実施体制を強化する観点から，狩猟に関する規制緩和として狩猟免許の有効期間の延長を行うこと。

特定外来生物の防除の推進を図ること

生物多様性の保全を図る手段の一つとして，防除の公示を行った特定外来生物の生息状況等の調査及び防除を実施するとともに，効果的な防除手法の紹介や開発，防除体制の整備に努めること。また，国以外の者が行う防除等に対する財政支援措置を早急に講じること。

2 6 循環型社会の構築について

(経済産業省, 環境省, 消防庁)

提案の要旨

特定家庭用機器再商品化法に係る不法投棄対策の推進
一般廃棄物処理施設整備の推進
産業廃棄物の適正処理の推進
廃棄物固形化燃料(RDF)等の貯蔵・取扱に係る技術上の基準の見直し

現状及び課題

【現 状】

平成13年4月から家電4品目(エアコン, テレビ, 電気冷蔵庫, 電気洗濯機)を対象とした特定家庭用機器再商品化法が施行されている。

廃棄物処理施設を計画的に整備していく上で, より環境負荷の少ない処理施設の導入や, 広域化を踏まえた施設の集約, ダイオキシン対応を要する既存施設の解体撤去等のコストが, 市町の負担となっている。

大規模な不法投棄事案は増加していないが, 不法投棄等の不適正処理事案は, 悪質化, 巧妙化するとともに, 他県から搬入された廃棄物に起因する事案が増加している。

既存の貯蔵施設においては, 消防庁, 経済産業省, 環境省の関係法令等の改正に基づき, 集積高さの制限や不活性ガスの封入などの安全対策を講じているが, その結果, 施設の処理能力の8割程度の稼働にとどまり, RDF処理量が増加する平成21年度からは施設を増設するか処理量を削減せざるを得ない状況となっている。

【課 題】

特定家庭用機器再商品化法が対象としている家電4品目について, 再商品化費用が後払となっていることなどから不法投棄が後を絶たない状況にあり, 市町の負担が増大している。(家電4品目に係る県内の不法投棄: 約179台/月(平成17年度))

廃棄物の適正処理を推進するため, 処理施設の整備から解体撤去に至る事業の財源確保や制度面の充実及び拡充が必要である。

産業廃棄物排出事業者のマニフェスト交付状況報告の義務化を控え, 適正処理及び排出事業者責任の意識を高めていく必要がある。

安全対策の基準が過剰なものとならないように, 現行の安全対策の基準を検証する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成17年8月	中国地方知事会提案・要望
平成10年7月	広島県廃棄物広域処理計画(県内8ブロック)
平成10・11年	各ブロック広域処理実施計画
平成14年12月	ダイオキシン類恒久基準適用
平成11年7月	地区不法投棄防止連絡協議会を設置(警察本部との連携)
平成15年4月	併任警察官, 警察官OB, 行政職員からなる不法投棄対策班を設置
平成17年4月	不法投棄対策班を2班体制に強化
平成18年8月	電子マニフェスト導入モデル事業の実施
平成18年度	福山リサイクル発電株から安全対策基準の緩和要望

【前年度提案結果】

循環型社会形成推進交付金・廃棄物処理施設整備費補助金
(ごみ焼却施設等)(全国枠国費) 52,719百万円(対前年度比 98.3%)

提案の内容

特定家庭用機器再商品化法に係る不法投棄対策を推進すること

- ア 不法投棄を未然に防止するため、再商品化等に要する経費について、製品販売時に賦課する制度に見直すこと。
- イ 不法投棄された製品の回収やこれに要する費用負担について、製造業界全体で負担する制度を創設すること。

一般廃棄物処理施設整備を推進すること

廃棄物処理施設整備を計画的に推進するため、処理施設の整備から解体撤去に至る財源の確保や制度面（人口・面積要件の緩和）の改善を図ること。

産業廃棄物の適正処理の推進を図ること

産業廃棄物の広域的な移動に対応し、国の主導による監視・連絡体制を構築するとともに、産業廃棄物排出事業者に対して廃棄物管理責任者の設置を義務付けるなど、排出者責任の徹底と不適正処理の未然防止のための制度を創設すること。

廃棄物固形化燃料（RDF）等の貯蔵・取扱いに係る技術上の基準の見直しを行うこと

廃棄物固形化燃料等の貯蔵・取扱いに係る技術上の基準について、最新の科学的知見、現行の安全対策の実効性を調査・研究するとともに、基準の見直しを行うこと。

《消防庁：火災予防条例(例)改正附則》

廃棄物固形化燃料等の施設の集積高さ制限に関しては、引き続き検証が加えられ、一層確実な安全対策の確立に努めていくことが重要であり、検証結果の分析、検討が広く行われていく必要がある。

27 健康な暮らしを守る対策の充実強化について

(厚生労働省)

提案の要旨

新型インフルエンザ等感染症対策の推進 食の安全と安心の確保

現状及び課題

【現状】

新型インフルエンザ等感染症対策

(H5N1)インフルエンザが家禽の間に世界的に流行しており、人への感染も報告されている。更に、このウイルスが変異することにより、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生が懸念されている。国際化の進展が急速に進行しており、他の新興・再興感染症を含めた健康危機管理体制の確立が求められている。

〔 高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1) 人への感染確定症例数 (2003 年以降) 〕
平成 19 年 4 月 2 日現在 288 例 死亡例 170 例

食の安全と安心の確保

輸入食品が急増する一方で、全国 31 か所の検疫所が行っている食品の安全性確保のための検査割合は、平成元年に 18.1%であったものが、平成 17 年には 10.2%と大幅に低下しており、昨今の輸入食品の増加に十分対応できていない。

牛肉の安全及び消費者の安心を確保するため、と畜処理される牛の全頭 BSE スクリーニング検査を平成 13 年から開始して、現在、全国の食肉衛生検査所等において国の財政支援を受けて実施している。

〔 平成 17 年 12 月 12 日 米国産牛肉等の輸入再開決定
平成 18 年 1 月 20 日 脊柱の混入した米国産牛肉が発見され、当日付けで輸入再停止 〕

【課題】

新型インフルエンザが発生した際の医療提供体制の確立を図る必要がある。

また、第一種感染症指定医療機関等感染症対応を行う医療機関を引き続き確保していく必要がある。

輸入食品の多様化や件数の増加に対応するため、検疫時の確認検査を強化する必要がある。また、外国における野菜への農薬の使用実態及び健康食品の成分や健康被害状況等の情報収集体制を強化し、効果的な検疫の実施及び国民への適切な情報提供の推進に努める必要がある。

牛肉の安全及び消費者の安心を確保するため、食肉衛生検査所等における牛の全頭 BSE スクリーニング検査が引き続き必要であり、検査に対する国の継続した支援が必要である。(国の財政支援は平成 20 年 7 月で終了)

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

感染症対策

平成 17 年 12 月 広島県新型インフルエンザ対策行動計画を策定

平成 18 年 10 月 封じ込め期における (H5N1) インフルエンザ医療提供体制を策定

平成 19 年 1 月 平成 18 年度分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄

食品衛生等対策

平成 13 年 10 月 牛の全頭 BSE スクリーニング検査の実施

平成 14 年 7 月 食品の安全に関する基本方針等検討協議会設置

平成 15 年 3 月 「広島県食品の安全に関する基本方針」策定

平成 16 年 3 月 広島県「食品の安全に関する推進プラン」策定

平成 16 年 7 月 広島県食品安全推進協議会設置

平成 18 年 3 月 第 2 期広島県「食品の安全に関する推進プラン」策定

【前年度提案結果】

新型インフルエンザ対策 (全国枠国費) 9,600 百万円 (対前年度比 104.3%)

輸入食品の監視等の強化 (全国枠国費) 1,900 百万円 (対前年度比 100.0%)

食肉の安全確保対策の推進 (全国枠国費) 2,300 百万円 (対前年度比 69.7%)

提案の内容

新型インフルエンザ等感染症対策の推進について

- ア 新型インフルエンザ等の感染症対策については，地方の意見も踏まえ，国と地方の役割分担を明確にするとともに，国の責務として検疫体制を強化し，速やかにワクチン接種が行える体制を確保するなど，感染拡大防止のための措置を講じること。
- イ 新型インフルエンザ発生時においては，国を挙げて対策を講じる必要があることから，地方が負担する医療提供体制の確保に要する経費などに十分な財源措置を行うこと。
- ウ 第一種感染症指定医療機関の確保に当たっては，指定が円滑に進むよう，診療報酬上の配慮を行うなど，国として支援すること。
- エ 新型インフルエンザのパンデミック用に備蓄する抗インフルエンザウイルス薬については，廃棄せず，市場流通等の有効活用が図られるシステムを検討すること。

食の安全と安心の確保について

(1) 輸入食品の安全性を確保するため，検疫所の検査体制及び情報収集体制の強化を図ること

- ア 検疫所における検査員の人数，機器等の充実を図り，農産物や加工食品等の輸入食品検査率の向上を図ること。
- イ 外国産野菜や外国産健康食品等の問題に対応するため，海外での食品の安全に関する情報の収集体制の強化を図ること。

(2) 牛肉の安全性の確保体制への支援を行うこと

- 食肉衛生検査所等で実施する B S E 全頭検査に使用する B S E 検査キット及び付随する消耗品等に対する財政支援を全額継続して実施すること。

28 アスベスト対策について

(厚生労働省, 文部科学省, 国土交通省, 環境省)
(広島労働局)

提案の要旨

**アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実
建築物におけるアスベスト調査, 除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等
アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立**

現状及び課題

【現状】

平成17年7月以降社会問題となったアスベスト問題に対し, 本県は, アスベスト推進対策本部を設置し, 県民等からの相談体制の整備をはじめ, 健康, 環境, 建築物対策など, 総合的にアスベスト対策に取り組んできた。

一方, 国においては, アスベスト問題に対する総合対策として,

隙間のない健康被害者の救済

今後の被害を未然に防止するための対応

国民の有する不安への対応を柱として, 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定など関係法の整備や, 平成17年度補正予算及び平成18年度予算で必要経費が措置されたところである。

しかしながら, 健康対策の充実, 既存施設におけるアスベストの除去等や, アスベスト廃棄物の適正処理などを推進していくためには, さらにアスベスト対策を充実・強化していく必要がある。

【課題】

専門家を含めた相談支援体制の拡充や専門医の養成など, アスベスト疾患への対応を強化・充実する必要がある。

アスベスト調査・除去等の対策工事等推進していくためには, 財政的な支援の拡充や専門知識を有する人材の育成が必要である。

アスベスト廃棄物処理施設の確保や新たな処理技術の開発等により, 適正処理を推進していく必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成17年7月 アスベスト製品製造・加工施設への立入検査実施
健康相談窓口等の開設(県のホームページ公開)
関係機関にアスベストに対する安全対策実施の周知
県有施設のアスベスト使用実態調査の実施
建築物解体時の届出の徹底及び立入等による対策強化の徹底
アスベスト廃棄物の適正処理の指導強化
広島県石綿問題連絡調整会議の設置

平成17年8月 広島県アスベスト対策推進本部の設置

平成17年9月 国へのアスベスト対策に関する緊急要望を実施
各省庁へのアスベスト対策に関する追加要望を実施

平成17年10月 中小企業者に対する融資制度の創設

【前年度提案結果】

厚生労働省アスベスト対策予算(全国枠国費)	7,600百万円(対前年度比77.6%)
環境省アスベスト対策予算(全国枠国費)	951百万円(対前年度比73.2%)
経済産業省アスベスト対策予算(全国枠国費)	295百万円(対前年度比122.9%)

提案の内容

アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実

- ア アスベスト関連疾患に係る市町が実施する検診事業の拡充などに対する財政的支援措置の創設
- イ 悪性中皮腫や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
- ウ アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定

建築物におけるアスベスト調査，除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等

- ア 私立学校，医療機関，社会福祉施設等のアスベスト調査，対策工事に係る財政支援制度の拡充等
- イ アスベスト対策について，安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成

アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立

アスベスト廃棄物処理の技術開発，事業化に対する支援や，アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設

29 大規模災害対策の推進について

(内閣府, 総務省)

提案の要旨

災害時における通信手段の整備

現状及び課題

【現 状】

平成13年3月24日の芸予地震の発生直後には,多量の通信が同時に特定地域に集中し,通信回線が輻輳して通信困難な状態が発生した。

このような状況下では救急出動要請などの緊急通報に支障を来すとともに,被災地の状況把握が遅れ,適切な初動対策等が実施できないことにより被害の拡大につながる危険性がある。

大規模災害時の初動体制に資する情報の収集・提供には通信施設の整備・確保が不可欠であり,現在の各設備は老朽化が進んでいる。

また,大規模災害時に迅速かつ広域的に応援体制をとる必要性から,消防救急無線のデジタル化への移行期限(平成28年5月)を踏まえ,消防救急無線の広域化・共同化の整備を推進する必要がある。

【課 題】

東南海・南海地震などによる大規模災害の発生が予想される中で,広域的な災害対応における情報の共有化並びに通信手段の確保及び震度情報ネットワークの整備は緊急の課題となっている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成12年11月	知事から内閣総理大臣,大蔵大臣及び県選出国會議員に全国的な防災情報ネットワークの必要性を提案
平成13年12月	首相官邸・消防庁と広島県防災情報システムの試験接続
平成14年3月	消防庁・広島県の防災情報システムの情報共有化システム開発
平成15年8月	都道府県消防主管課長会から消防庁長官に都道府県消防防災行政に係る要望を提出
平成17年4月	防災対策事業の財政措置拡充(平成17年度~平成19年度)
平成17年8月	都道府県消防主管課長会から消防庁長官に都道府県消防防災行政に係る要望を提出
平成18年12月	衛星系通信網再編整備事業着手(平成19年度末完成)

【前年度提案結果】

国,地方公共団体,住民間での防災情報の共有化に向けたシステムの開発に要する経費
(全国枠国費) 118百万円(対前年度比84.2%)

提案の内容

災害時における通信手段の確保を図ること

ア 防災情報通信ネットワークシステムの整備

大規模地震発生時に、被災地と首相官邸や関係省庁、都道府県、防災関係機関等を結ぶ情報通信ネットワークシステムを整備し、災害情報の共有化を図ること。

イ 通信施設の再編整備

通信施設の老朽化等に伴う次に掲げる再編整備に対し、財政上の支援措置を講じること。

広島県総合行政通信網の再編整備

～老朽化対策と通信機能の向上を図るために整備

震度情報ネットワークシステムの再編整備

～国の広域防災対応、住民等への情報提供及び地震防災研究等に欠かせないことから、全国的な情報収集体制を維持するために整備

消防救急無線のデジタル化への整備

ウ 緊急通報回線の確保

災害発生直後においても住民からの救急出動要請などの緊急通報が関係機関に到達しやすくするための方策を検討すること。

30 河川事業及びダム事業の推進について

(国土交通省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

地域振興プロジェクトに対応する河川改修や、都市沿岸部の河川高潮対策による河川事業の推進
洪水に対する下流域の治水安全度の向上や渇水時の正常流量と水源の確保を図るためのダム事業の推進

現状及び課題

【現状】

平成 11 年 6 月の集中豪雨や平成 16 年の台風 16 号，18 号による高潮，平成 17 年の台風 14 号，平成 18 年の台風 13 号による豪雨等で，各地に甚大な被害が発生した。

都市化の進展により流域の保水能力が低下するとともに，短時間での集中的な豪雨が増加しており，都市部における治水安全度の向上が必要となっている。

再度災害の防止を目指した河川の整備，人口・資産が集中し都市化の進展が著しい河川における総合的な治水対策，地域振興プロジェクトに対応した河川の整備を重点的に進めている。

平成 6 年度の異常渇水により，県内各地で取水制限や断水等が発生し，深刻な水不足となり，安定的な水供給が求められている。

総合流域防災事業が，平成 17 年度から新規創設された。

【課題】

洪水，高潮から県民の生命・財産を守り，渇水時の水源確保を図るためには，一層の河川事業やダム事業の推進が必要となっている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

河川事業

- ・直轄河川改修事業：太田川，江の川，芦田川，小瀬川を実施中
- ・河川改修事業：江の川，馬洗川，沼田川，黒瀬川，手城川，安川等を実施中
- ・河川高潮対策事業：京橋・猿猴川，永慶寺川，本川，羽原川を実施中

ダム事業

庄原ダム，野間川ダム，福富ダム，仁賀ダム，梶毛ダムを実施中

総合流域防災事業

流域（圏域）を単位として，治水・砂防・急傾斜事業を一体的に実施中

【前年度提案結果】

国土基盤河川事業---直轄河川，直轄ダム

（全国枠国費） 483,932 百万円（対前年度比 97.4%）

地域河川事業---補助河川，補助ダム

（全国枠国費） 189,721 百万円（対前年度比 94.3%）

総合流域防災事業（全国枠国費） 62,519 百万円（対前年度比 94.3%）

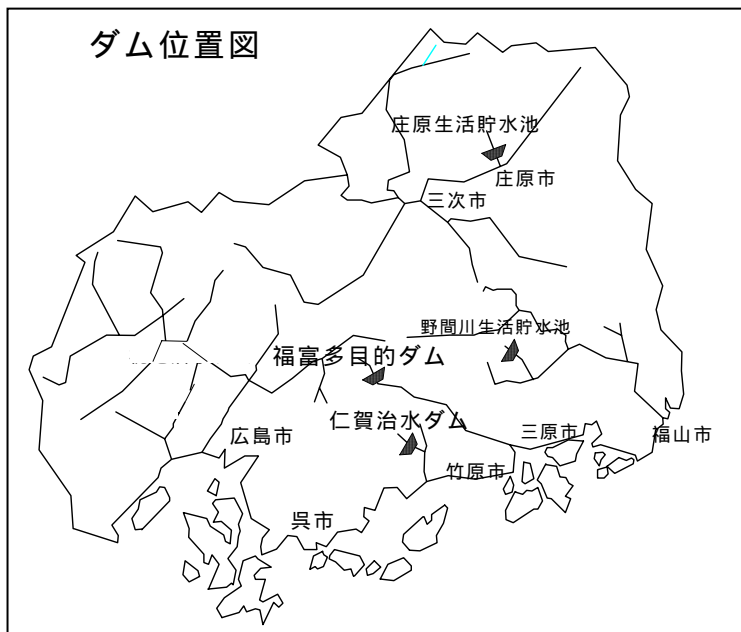
提案の内容

河川事業の着実な実施に向けた財源確保を行うこと

- ア 直轄河川改修事業の促進
(太田川, 芦田川など)
- イ 過去の大規模な災害に対応した河川改修事業等の推進
(江の川, 馬洗川など)
- ウ 広島, 福山などの都市化の進展に対応した総合的な河川改修事業等の推進
(安川, 手城川など)
- エ 広島空港臨空都市圏域などにおける地域振興プロジェクトに対応した河川改修事業等の推進
(黒瀬川, 沼田川など)
- オ 都市沿岸部における河川高潮対策事業の推進
(猿猴川, 永慶寺川など)

ダム事業の着実な実施に向けた財源確保を行うこと

補助ダム事業の推進
沼田川水系福富ダムなどの建設推進



名称	位置
庄原ダム	庄原市川西町
野間川ダム	尾道市御調町, 三原市久井町
福富ダム	東広島市福富町
仁賀ダム	竹原市仁賀町

総合流域防災事業の着実な実施に向けた財源確保を行うこと

浸水想定区域図等整備事業の促進

3 1 砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の推進について

(国土交通省，農林水産省)
(中国地方整備局)

提案の要旨

土砂災害から人命・財産を守るための砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

現状及び課題

【現状】

本県は，土石流危険渓流（9,964 渓流），急傾斜地崩壊危険箇所（21,943 箇所）とも全国で最多であり，土砂災害から人命・財産を守るため，砂防，治山施設等の整備を引き続き推進しているところである。

ハード対策と併せ，土砂災害のおそれのある区域を明らかにし，危険の周知や情報伝達・警戒避難体制の整備等ソフト対策の拡充を行っている。

このようなソフト対策をさらに推進していくため，土砂災害警戒区域等の指定を順次，行っているところである。

総合流域防災事業が，平成 17 年度から新規創設された。

【課題】

土砂災害から県民の生命・財産を守るためには，ハード，ソフト両面の土砂災害対策を一層推進する必要がある。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を引き続き推進する必要がある。

「土砂災害防止法」の円滑な実施を図るうえで，税財政上の支援措置を充実する必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

(ハード対策)

平成 13 年度 広島西部山系直轄砂防事業着手

(ソフト対策)

平成 13 年 6 月 土砂災害情報相互通報システムの一部運用開始

平成 14 年 6 月 土砂災害危険箇所図をインターネットで提供

平成 15 年 3 月～ 土砂災害警戒区域等の指定（平成 19 年 3 月 31 日現在 2,863 箇所指定）

平成 17 年 6 月 防災情報メール通知サービスの運用開始

平成 18 年 9 月 土砂災害警戒情報の運用開始

【前年度提案結果】

砂防事業 (全国枠国費) 140,465 百万円 (対前年度比 96.5%)

急傾斜地崩壊対策事業 (全国枠国費) 21,025 百万円 (対前年度比 97.5%)

総合流域防災事業(再掲)(全国枠国費) 62,519 百万円 (対前年度比 94.3%)

治山事業(民有林分) (全国枠国費) 80,852 百万円 (対前年度比 90.0%)

提案の内容

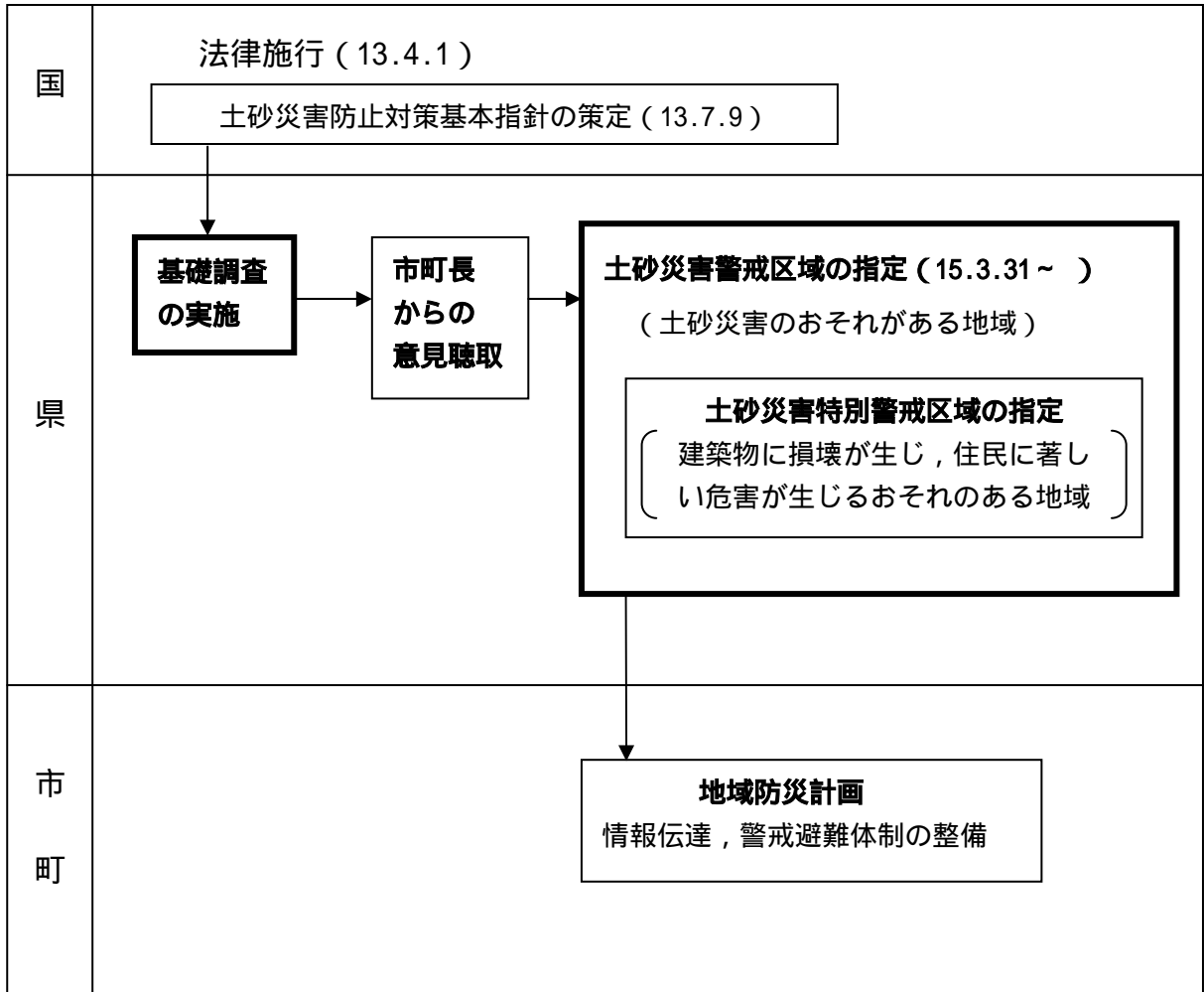
砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業等の着実な事業実施を図るため格段の配慮をすること

広島西部山系直轄事業の推進を図ること

土砂災害防止法に基づく砂防関係基礎調査の着実な事業実施を図るため格段の配慮をすること

土砂災害特別警戒区域に居住する者に対する税財政上の支援措置の充実を図ること
 (移転に関するもの) ・不動産譲渡所得税等の特例措置など
 (定住に関するもの) ・障壁設置，構造補強等安全対策に対する助成制度の創設など

土砂災害防止法に基づく指定までの流れ



3 2 海岸整備事業の推進について

(国土交通省, 農林水産省)
(中国地方整備局, 中国四国農政局)

提案の要旨

**海岸高潮対策の推進
景観, 眺望, 親水性に配慮した美しい海浜の創造の推進**

現状及び課題

【現 状】

平成 3 年の台風 19 号や平成 11 年の台風 18 号及び平成 16 年の台風 16 号, 18 号による高潮等によって, 県内各地で多大な被害が発生した。

平成 11 年の海岸法の改正を受けて, 広島沿岸の海岸の保全・整備の指針となる「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 14 年 9 月に策定した。

高潮・津波被害を軽減するためには, 適切な海岸整備により災害危険度を低減しつつ, 危険度情報の提供等のソフト施策による被害の最小化を図ることが重要であることから, 国は, 地方自治体による津波・高潮ハザードマップの作成活用を支援するための諸課題について検討し, 「高潮・津波ハザードマップマニュアル」を平成 16 年 3 月に策定した。

平成 17 年度に創設された「津波危機管理対策緊急事業」が, 平成 18 年度に「津波・高潮危機管理対策事業」として, ゼロメートル地帯における高潮対策にも拡充された。

【課 題】

施設整備に当たっては, 緊急性の高い人口や資産が集中している地域, 過去に高潮災害を受けた地区及び台風などの影響を受けやすい南向きの海岸等を重点的に整備を進め, 一層の高潮対策の推進が必要である。

また, 広島沿岸海岸保全基本計画に基づき, 従来の防護に加えて, 環境, 利用に配慮した総合的な海岸整備の推進を図る必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

(平成 19 年度の実施事業)

海岸高潮対策事業: 広島港海岸, 重井海岸(尾道市)など 19 海岸を実施中

海岸環境整備事業: 蒲刈港海岸(呉市)など 5 海岸を実施中

【前年度提案結果】

国土交通省港湾局所管海岸事業(全国枠国費)	25,606 百万円(対前年度比 97.0%)
国土交通省河川局所管海岸事業(全国枠国費)	24,220 百万円(対前年度比 96.8%)
農林水産省農村振興局所管海岸事業(全国枠国費)	8,806 百万円(対前年度比 96.4%)
農林水産省水産庁所管海岸事業(全国枠国費)	10,532 百万円(対前年度比 96.6%)

提案の内容

海岸高潮対策事業の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと

- ア 国土交通省港湾局所管海岸
[広島港海岸，福山港海岸，尾道糸崎港海岸，鹿川港海岸，土生港海岸
など 計 12 港海岸]
- イ 国土交通省河川局所管海岸
[重井海岸，唐船海岸 計 2 海岸]
- ウ 農林水産省農村振興局所管海岸
[津久茂海岸，築地海岸，内海海岸，二馬手海岸 計 4 海岸]
- エ 農林水産省水産庁所管海岸
[倉橋漁港海岸，安浦漁港海岸，豊島漁港海岸，大屋漁港海岸 計 4 海岸]

海岸環境整備事業の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと

- 農林水産省水産庁所管海岸
[豊島漁港海岸（呉市豊浜町大浜）]

3 3 水道施設に係るライフライン機能強化施策の充実・強化について

(厚生労働省，経済産業省)

(中国経済産業局)

提案の要旨

水道施設に係るライフライン機能強化の推進

現状及び課題

【現 状】

日常生活や産業活動に欠くことのできないライフラインである水道施設は，平常時はもとより，災害等の非常時においても，その影響を最小限に抑え，安定的な供給を確保することが求められている。

平成18年8月に発生した水道施設の事故により，18日間にわたり，県営水道の供給が停止し，県民生活や企業活動に多大な支障が生じた。

このような災害時の供給確保策として，緊急時用連絡管や送水ルートのループ化，複線化等は有効な手段であるが，その整備には多額の経費が必要であり，独立採算を原則とする水道事業においては，料金の高騰に繋がることが考えられる。

また，全国的にも，水道施設は大量に更新を迎える時期に来ており，安定供給を確保するためには，老朽化した水道施設の更新及び改良事業，安全強化のための施設整備等が必要である。

【課 題】

災害等の非常時においても，給水を確保するためのライフライン機能の強化
老朽化が進む水道施設の再構築

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

広島水道用水供給事業	昭和49年度	給水開始
広島西部水道用水供給事業	昭和51年度	給水開始
沼田川水道用水供給事業	昭和51年度	給水開始
太田川東部工業用水道事業	昭和40年度	給水開始
太田川東部工業用水道第2期水道事業	昭和54年度	給水開始
沼田川工業用水道事業	昭和48年度	給水開始

【前年度提案結果】

-

提案の内容

災害等に備え緊急時用連絡管等の整備にかかる財政措置を行うこと

- ア 水道事業において、災害等に備え、同一の水道事業体内の緊急時用連絡管の整備に対する財政措置を拡充すること。
- イ 工業用水道事業において、水道事業と同様に、災害等に備えた緊急時用連絡管等の整備にかかる財政措置を創設すること。

大量更新を迎える老朽化水道施設の更新・改良事業を促進すること

老朽化した既存水道施設の更新，建設改良に対する必要な財政措置を行うこと。

(事業概要)

区 分	送水管延長	(km)	計画給水量 (m ³ /日)	給水対象・給水先 (計画給水人口)
		うち隧道		
広島水道用水供給事業	2 1 7	1 1	240,000	5市5町 ¹ (1,956,200人)
広島西部水道用水供給事業	4 3	3	123,000	3市 (286,400人)
沼田川水道用水供給事業	7 8	-	110,000	4市1町 (729,700人)
水道用水供給事業 計	3 3 8	1 4		10市6町 ²
太田川東部工業用水道事業	5 5	2 6	230,000	5者
太田川東部工業用水道第2期水道事業	2 7	-	(広島・呉)58,000 (東広島)35,000	5者
沼田川工業用水道事業	6 2	6	64,000	22者
工業用水道事業 計	1 4 4	3 2		31者 ³
合 計	4 8 2	4 6		

1 5市5町のうち府中町，坂町は広島市が受水して給水

2 広島市（広島用水，広島西部用水），東広島市（広島用水，沼田川用水）の重複分を除く

3 マツダ（太田川東部工業用水道，太田川東部工業用水道第2期水道）の重複分を除く

3 4 総合的な治安体制の確立について

(警察庁, 消防庁, 文部科学省, 財務省)

提案の要旨

「減らそう犯罪」の推進
安全・安心なまちづくりの推進～互いに支えあう地域づくり
繁華街・歓楽街における組織犯罪・風俗総合対策の推進への支援
警察官の増員

現状及び課題

【現 状】

平成 15 年から展開した「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動により, 刑法犯認知件数が減少するなど, 指数治安は改善されつつあるものの, 子どもを対象とした犯罪や組織犯罪の深刻化等により, 県民の体感治安はいまだ改善されていない。現在, 広島県総合計画「元気挑戦プラン」の重点プログラムに「総合的な治安体制の確立」を掲げ各種施策に取り組んでいる。

具体的には, 「今後 5 年間でピーク時の半減を目指す」という犯罪抑制目標を掲げ, 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランを新たに策定するなど, 県民・事業者・市町等多様な主体が協働・連携して, 安全・安心なまちづくりに向けた取組みを推進するとともに, 警察署再編事業((仮称)福山北警察署新設等), 交番相談員の全交番配置(154 交番)など治安基盤の確立に向けた取組みを推進中である。

【課 題】

これまでの県民運動の展開により, 刑法犯認知件数の減少面では一定の成果が出ている(H18 年末: H14 年対比 41%減少)が, 安全・安心なまちづくりと体感治安の改善を図るためには, 県民運動の定着と更なる発展を図るとともに, 緊急に講ずべき治安対策を重点的に推進していくことが重要となっている。

県民運動の市町・地域レベルでの定着・拡大に向け, 住民及び事業者等による自主防犯活動の活性化, 市町による安全・安心なまちづくりの促進, 地域の防犯リーダーの育成等を進めていく必要がある。

県内の繁華街・歓楽街(流川・薬研堀地区及び松浜地区)では, 従来からの暴力団の暗躍に加え, 不法滞在外国人等が様々な利益を求めて流入していることがうかがえることから, 犯罪の起こりにくい環境づくりと取締りの強化を一層図っていく必要がある。

警察官一人当たりの負担人口は 569 人で, 全国平均(502 人)を大きく上回っており, 更なる警察官の増員が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

「減らそう犯罪」関係

【取組状況】

平成 15 年 1 月 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
 平成 15 年 2 月 広島県「減らそう犯罪」推進会議の設立(会長~県知事, 県民・事業者・行政等の代表で構成)
 平成 15 年 10 月 アクション・プラン(平成 15 年~17 年)の策定
 平成 16 年 4 月 広島県「減らそう犯罪」連絡調整会議の設置(知事部局, 教育委員会, 警察本部で構成)
 平成 18 年 7 月 条例の一部改正(県民・事業者の責務の拡充, 子どもの安全確保の充実)
 平成 18 年 11 月 新たなアクション・プラン(平成 18~22 年)及び子どもの防犯指針等の策定

【前年度提案結果】

繁華街における組織犯罪対策用資機材(流川・薬研堀地区ほか 2 府県 2 地区で整備)

警察官増員関係

【取組状況】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
全国の増員数	4,500	4,000	3,150	3,500	3,500	3,000
本県の増員数	140	140	80	60	100	90

【前年度提案結果】

全国の地方警察官 3,000 人が増員され, うち本県警察官 90 人が増員

提案の内容

「減らそう犯罪」の推進

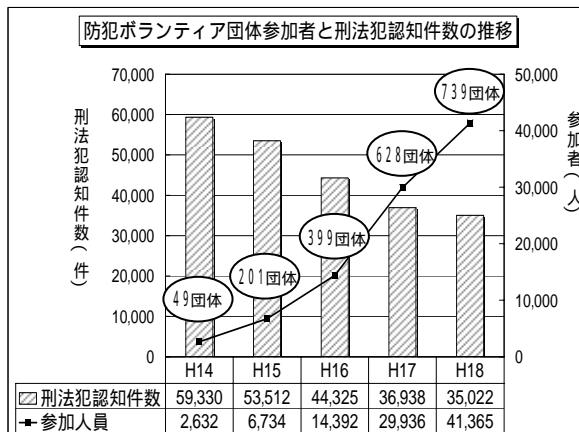
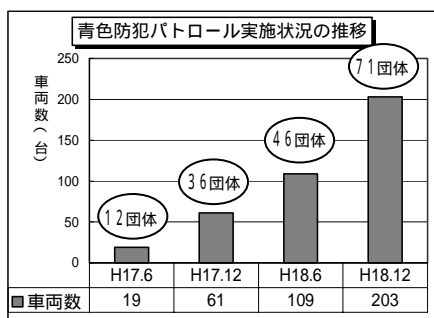
安全・安心なまちづくりの推進～互いに支えあう地域づくり

ア 警察庁の地域安全安心ステーションモデル事業を平成 20 年度以降も継続実施するとともに、地域の安全活動（防犯・防災等）を支援する他省庁の同種モデル事業について、市町・地域等において効果的・一体的な活用が図れるよう、手続の一元化事業の共同化を検討すること。

【関連事業】

- ・「地域安心安全ステーション整備モデル事業」（消防庁）
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（文部科学省）

イ 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）が促進されるよう、実施団体への各種支援を行うこと。



ウ 安全・安心なまちづくりに向けた事業者による取組みが促進されるよう、実施事業者に対する税制上の優遇措置等を検討すること。

エ 子どもが安心して通学等ができる環境を整備するため、関係省庁が緊密に連携の上、「子ども110番の家」の全国的な普及及び効果的な運用に向けた制度化を図ること。

繁華街・歓楽街における組織犯罪・風俗総合対策の推進への支援

街頭犯罪が多発し、暴力団組事務所の集中、違法風俗営業の乱立、外国人犯罪の多発等様々な問題を抱える繁華街・歓楽街に対し、国としての重点的な組織犯罪対策等に係る支援策を講じること。

国における「深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進」の内容

- ・ F I U（資金情報機関）の移管及び犯罪収益流通防止対策の推進
- ・ 外国人人体情報システム（B I C S）の整備
- ・ 自動車ナンバー自動読取システムの整備・拡充

繁華街・歓楽街対策については、特別対策推進本部の捜査体制を強化し、徹底した取締りを行い、一定の成果を挙げているが、繁華街・歓楽街を温床とする犯罪組織の弱体化・壊滅を図るためには、更なる対策の強化が必要である。

繁華街・歓楽街における主な取組事例等

- ・ 街頭防犯カメラシステム（防犯カメラ 30 台）の運用開始（H17.12～）
- ・ 風俗案内や不当な客引き・誘引行為等を規制するため県条例の制定・改正（H18.3）
- ・ 「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」による官民一体の取組み（H18.8～）

警察官の増員

ア 当面、警察官一人当たりの負担人口が全国平均並みとなるように、増員すること。

イ 将来的には、警察官一人当たりの負担人口が概ね 500 人となるように、増員すること。

3 5 交通安全施設等整備事業の推進について

(警察庁)

提案の要旨

安全・安心な暮らしを確保するための交通安全施設等整備事業の推進

現状及び課題

【現 状】

平成18年中の県下における交通事故死者数は165人と、平成15年以降4年連続して100人台となり、発生件数、負傷者数についても減少傾向を呈している。

しかし、未だ多数の交通事故が発生しており、「平成24年までに交通事故死者数を5000人以下にする。」という政府目標を達成するためには、更なる諸対策を推進する必要がある。

【課 題】

交通管制システムについては、平成18年度新庁舎への移転に併せ、広島県交通管制センターの信号制御用コンピューターの高度化を図り、平成19年度は、三原サブセンターの中央装置等の高度化更新を図っているところであるが、さらに、平成20年度は、交通管制システムの内、呉サブセンター中央装置及び端末制御機器の高度化更新を図り、国道31号及び185号を中心とする呉市域の交通の安全と円滑化を図る必要がある。

少子・高齢化社会において、安心が実感できる暮らしを実現するため、高齢者や身体障害者等にやさしい交通環境を確保し、快適な歩行空間の創造を図る必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

- 平成8年4月 「第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画」に伴い、交通管制センターや交通信号機の新設・高度化改良等の整備事業を開始
- 平成11年4月 交通情報をカーナビゲーション等を通じてドライバーに提供する「交通情報提供システム」を運用開始
- 平成14年4月 ドライバーに対する「旅行時間提供システム」を運用開始
- 平成15年3月 公共車両を優先的に運行させるための優先信号制御等を行う「公共車両優先システム」を運用開始(国道54号・県道)
- 平成16年3月 「公共車両優先システム」を運用開始(県道)
- 平成17年3月 地域制御エリアの拡大等(国道2号線松永地区等78基)
- 平成17年3月 光ビーコン53ヘッドを整備
- 平成18年3月 信号制御用コンピューター3式の更新(広島市内424基の信号制御の高度化)
- 平成19年3月 信号制御系、システム管理系、交通情報系及び情報交換系の各コンピューター4式をリース化更新(広島県内693基の信号制御の高度化及び迅速な交通情報の提供)

【前年度提案結果】

交通安全施設等整備事業	全国枠	15,050百万円(対前年比99.3%)
	広島県分	59百万円(対前年比32.2%)
	管制関係	68百万円(対前年比119.2%)
	改良関係	

提案の内容

交通管制システムの高度化更新の推進

交通管制システムの内、整備後18年が経過している呉サブセンターの中央装置並びに天応地域及び吉浦地域の端末制御機器の高度化更新を図り、国道31号及び185号を中心とする呉市地域の交通の安全と円滑化を図る。

歩行者空間のバリアフリー化の推進

高齢者や身体障害者等の移動の安全と円滑化を図るため、歩行者空間のバリアフリー化の促進を図る。

このため、次のとおり交通安全施設の一層の整備・拡充を図る。

ア 信号機の高度化

- (ア) 歩行者青信号の時間を通常より長くする高齢者等感応式信号
- (イ) 鳥の鳴き声の音により青信号であることを知らせる音響式信号
- (ウ) 歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号

イ 信号機の視認性の向上

視認性、耐久性等に優れたLED式信号灯器（発光ダイオード素子を使用した信号灯器）

ウ 道路標識の高度化

表面に反射輝度の高いシートを使用した道路標識

参 考（権限移譲，規制改革等の具体的な事例）

事務・事業，権限の移譲

国から県へ移譲すべき事務事業

4 haを超える農地転用許可を県へ移譲すること。なお，2 haを超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。

県内で完結する国道の管理権限を県へ移譲すること。

一級河川の管理権限を県へ移譲すること。

商工会議所法に係る許認可権を県へ移譲すること。

職業安定業務を県へ再移管すること。

給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること。

国から基礎自治体へ移譲すべき事務事業

民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること。

国立公園における木竹伐採等の許可を基礎自治体へ移譲すること。

県から基礎自治体への事務事業の移譲を促進するための制度改正等

大規模小売店舗の新設等の届出及び特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと。

基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること，及び広域連合や一部事務組合による共同設置や既保健所設置市への委託を可能とすること。

母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務について，市及び福祉事務所設置町が実施主体となるよう制度の見直しを行うこと。

町においても，市と同様に福祉事務所を必置とするよう制度の見直しを行うこと。

国と地方の役割分担の見直しに基づく権限や税財源の移譲が行われるまでの間，地方交付税の不交付団体であっても，町による福祉事務所設置など任意の法定移譲が円滑に進むよう特例的な措置を講じること。

住民に身近な福祉分野の事務について，既存の関連事務と併せて基礎自治体で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

- ・特別児童扶養手当事務
- ・身体障害者・知的障害者相談員の設置事務
- ・障害児の施設入所事務

麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は，当該県及び市の区域のみでなく，国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。

婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し，政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。

道路法第17条第2項について、町にも適用の拡大を行うこと。

砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策について、基礎自治体においても工事・管理等を実施できるよう制度の見直しを行うこと。

広域調整が必要なものを除いて、基礎自治体が実施主体となる都市計画の決定権限を県から基礎自治体へ移譲できるよう制度の見直しを行うこと。

屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。

国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小

補助金改革に当たっては地方が真に主体的に事業を実施できるように、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。また、国が直接実施したり、団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に反した事業を創設しないこと。

都道府県における社会福祉審議会や、精神医療審査会など各種審議会の必置規制を見直し運用の弾力化を図ること。

児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準等の最低基準を見直すこと。

基礎自治体に対する農業委員会の必置規制や、農地の売買や転用許可における農業会議への諮問など、基礎自治体が自主的かつ完結的に判断できるよう、制度の見直しを行うこと。

ほ場整備などの農業農村整備事業については、基礎自治体がまちづくりの一環として自ら実施することを基本とするよう制度の見直しを行うこと。

農業経営基盤強化促進法等の法施行事務や、生産・加工・流通施設の整備など農業経営体の育成に関する事業については、基礎自治体が総合的かつ一元的に実施できるよう制度の見直しを行うこと。

特定重要港湾に係る入港料の事前協議、地方の有料道路料金に係る許可制度を見直すこと。

土地利用基本計画や自然公園計画、農業振興地域整備基本方針など地方公共団体が策定する各種計画等については、国又は都道府県への協議（一部事務については同意が必要）を廃止すること。

保安林解除における国への同意を要する協議を廃止すること。

住民の生活交通の確保のため市町が自主的な判断で行っている交通事業については、国の許認可等の規制を廃止するとともに、自治事務として位置づけ、財源の措置を行うこと。

事務事業の分担関係の適正化

都市部と中山間地域との教育条件を一定の水準に保つとともに、広域人事を活発化するなど、教職員の資質向上施策を推進するため、政令指定都市の県費負担教職員の任命権を都道府県に一元化すること。

規制改革の推進

地方公共団体等によるPFIの推進に向けた環境整備を図ること。

- ア PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に際し、PFI事業者等に対する税制上の非課税措置等を拡大すること。
- ・ PFI事業者等に対する固定資産税、都市計画税及び不動産取得税に係る非課税措置の拡充（地方税法等）
 - ・ PFI事業者等に対する登録免許税〔不動産〕の非課税措置の創設（登録免許税法）
 - ・ PFI事業者等の大規模修繕費等に対する措置の創設（法人税法）
- イ PFI方式により実施する場合においても、その手法の如何を問わず、補助金等国の支援措置に差が生じないようにすること。
- ウ BOT方式等PFI事業者が所有権を保有したまま行うPFI事業について、PFI事業者が使用する固定資産については、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の適用対象から除外される旨規定を改めること。

中小企業労働力確保法及び介護労働者法における県知事による改善計画の認定事務を廃止すること。

主要農作物種子審査について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

国営森林保険に係る事務について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。

添付書類の省略等

- ・ 砂利採取業者の登録等に関する規則に基づく登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない添付書類等の省略化
- ・ 採石業法施行規則に基づく採石業者の登録申請書の添付書類のうち、登録の可否の審査等に必要でない添付書類等の省略化
- ・ 農地法施行規則に基づき法人が農地転用を申請する場合などの提出書類の簡略化等

広島県内に移住をお考えの皆様にお知らせです！

広島暮らしサポートデスク

あなたの身近な相談窓口で、広島県内の「暮らしの情報」、「住まいの情報」など、移住に必要な情報を提供します。

ステップ1 **まずは、お電話を！**

フリーダイヤル さーごいっしょに よいくらし
0120 351 - 419

ステップ2 **直接、面談します！**

【携帯電話・PHSからは】06-6292-7703
【平日】9:00~20:00 【休日】9:00~18:00

東京、大阪、名古屋、福岡に相談窓口を設置。(予約制)

セカンドステージ始めませんか

広島暮らし いいかも!?

広島県交流定住ポータルサイト

広島暮らし

<http://www.iju.pref.hiroshima.lg.jp/>

U・Iターン就職を希望する方のオンライン求職登録(無料)も行っています！

詳細は

わーくわくネット

ウェブ検索